

## 平成20年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第3日目)

平成20年3月13日(木曜日)

午前9時30分開議

第30 一般質問

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育所事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	白崎隆誠君
農業委員会会長	鳥山勝見君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長	田古久君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	今田和則君

### 開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠の報告いたします。本日は、全員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

今日も温度調整の関係がありますので、上着を脱がれる方はどうぞ脱いでください。

### 一般質問

議長（橋本憲治君） それでは日程30、一般質問を行います。

質問は、通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問・答弁されるように希望いたします。

それでは一般質問の発言を許します。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 私は、執行方針の内容についてご質問いたします。

町長の町政執行方針から、ここに何点が通告いたしました件について、町長の思いや考え方について、あらためてもう少し具体的にその内容について伺いたいと思います。

はじめに、平成20年度の予算編成について質問をいたします。

いよいよ平成20年度から、菊池町政の本格的なスタートの年であります。全町民がどのような町政執行方針を掲げて、この厳しい現状の町財政の中で予算編成をされるのか、注目し期待をしていたところでございます。

町長は、まず予算編成の方針として財政の健全化を目指し、徹底した歳出の抑制を図りながら、本年は財政の見直しを行う計画の策定年と位置付けて、住民サービスの維持に配慮しながら内部経費の圧縮を行い、今後も町民と行政の情報の共有化に努め、さらに財政運営の効率化に取り組んでいく予算編成に当たっての基本的な考え方を示されました。

その結果としては、今年度の予算では、一般会計で1億7,818万円の財源不足を財政調整基金で対応し、取り崩しの額としては、前年より9,725万9,000円、率で35.3%の減額となっております。厳しい財源の中での削減への努力に大変ご苦労されたその結果としても、成果も認められますけれども、平成20年度末の基金残高見込額では、前回、昨年10月に作成した中期財政推計での基金残高とやや同額のものであり、今後においても依然として厳しい町財政運営が続く状況には変化はなく、期待していた財政再建への改善の兆しは実感として乏しい内容のものでございました。

以下、平成20年度の予算編成に当たっての思いや、今後の考え方についてお伺いいたします。

1として、平成20年度の予算編成では、どの事務事業を最優先課題として行われたのか伺います。

2として、今後とも財政健全化を目指していく過程において、事業に聖域はあるのかお伺いいたします。

3として、わが町の財政健全化への重点課題は何であると考えておられるのか伺います。

4として、この度の予算編成が終わって、目指している財政健全化の方向に進んでいる内容であると、そういう評価をされているのか、その思いを伺いたいと思います。

5として、訓子府町の「実質公債比率」は、平成18年度で17.5%と承知しております。これは18%を超えますと、起債をする場合、国の許可制となり、公債費負担適正化計画の策定が必要となりますが、平成20年度以降もこのような編成方法で、昨年6月に法制化された「自治体財政健全化法」やその初期に当たる「早期健全化団体」からは、当面回避できるような見通しと考えておられるのか。

以上、5点についてお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま町政執行方針についてのとりわけ財政問題、予算編成に関わってのご質問をいただきました。

今朝の北海道新聞の一番の記事の中に、180自治体の市町村長が財政の見通しをどう考えているかというご質問がございました。その中で、私はこの5年以内にやり方を間違えると財政再建の再生団体になる可能性があるという全道の9市町村長の1人として回答をしたものでございます。それほどある意味では、わが町の財政状況というのは大変厳しいものがございます。ある意味では、1つは財政経営、運営をどうしていかなければならないかというある種マネジメント的な主案を求められておりますし、一方ではこの町の施策をどう進めていくのか。ガバナンス的な統治の責任者としての能力も問われているのでございます。

議員ご指摘のとおり、その点でははじめて携わった私自身の予算編成でございますし、私はある意味では今申し上げましたように、財政再建に取り組むスタートのまずきっかけの年だと。もう一方では、町民や地域の皆さんに可能な限り予算措置をさせていただいた両極の予算編成の一步のスタートを切ったというふうにご理解をいただければ良いのではないかと思います。

まず、1点目の「予算編成に当たり優先課題とした事務事業」についてでございますけれども、基本的には、ただいま申し上げましたけれども、どんな財政状況にあっても福祉や子どもたちの教育には最大限配慮をしていかなければならないということで考えております。

ご案内のとおり、特定目的基金を含めて、3億円の基金繰り入れを行っている厳しい財政状況でございます。予算編成にあたっては、これらを後退させずに、いかに維持していくかが大きな課題でございました。

また、町そのものが疲弊<sup>ひへい</sup>しては意味がございませんので、予算の説明でも担当課長からも申しましたように、定住促進空き家活用事業などの「将来のまちづくりに結びつく事業」のほか、地域のグループなどが自主的に取り組む「まちの活性化につながる事業」。こうしたことに対する支援する元気なまちづくり総合補助金や、あるいは「地産地消による特産品開発に結びつく事業」として農業交流センター加工指導員の講習会の開催など、いずれも新規の新しい事業も予算化をさせていただいたところでございます。

これらについては、総合計画や公約とのバランスで相当苦勞をしたところでございますけれども、10年先を見越し、優先度が高いと判断したものでございますのでご理解をい

ただきたいと存じます。

さらに、2点目の「財政健全化の取り組みに聖域はあるか」とのお尋ねをいただきましたけれども、地方公共団体の事務は地方自治法に明確に規定されておりますので、そうした意味では聖域はあるものと思っておりますけれども、そのサービス水準が妥当なものかどうかの精査は、当然行わなければならないというふうに考えているところでございます。

また、将来のまちの活性化等に結びつく事業のほかに、お金の換算できない例えば「健康づくり」や「生きがいくくり」につながるものについては、町の持ち出しも考慮しながら、最大限の配慮をしなければならないというふうに考えているところでございます。

3点目の「財政健全化の重点課題」についてでありますけれども、限られた財源の中で現行の事務事業を維持していくことについてはある種不可能な点もございまして、町民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、事業の選択と重点化を図りながら、自治法で言う福祉向上に配意しつつも、最少の経費で最大の効果をあげていくことが不可欠でありますし、一方では地域経済の活性化対策にも配慮が必要だと考えるところでございます。町としましては、町民の皆さんがぎりぎりご理解をいただけるラインを見出すことが最大の課題であると考えてはございますけれども、町民基本条例の制定やふるさと懇談会等の取り組みを積極的に実施しているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、4点目の「平成20年度予算の評価」についてであります。平成20年度につきましては、電算システムの大規模予算が挿入される予定でございましたけれども、これらの更新を延期させていただくなど、内部経費の圧縮に重点をおいて予算編成を進めてきたところでございます。評価は別としまして、平成20年度に策定します財政健全化戦略プランの中では、細部に渡る踏み込んだ内部経費の圧縮と、事務事業の廃止・縮小を含めた具体的な健全化の取り組みをまとめたいと考えているところでございます。

5点目でございます。「早期健全化団体回避の見通し」についてでございますけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、早期健全化計画に取り組みなければならない基準が4つございます。

1つ目は、実質公債費比率が25%以上のときでございます。

2つ目は実質赤字比率、これは標準財政規模により異なりますけれども、本町の規模で言いますと15%以上のとき。

3点目は、連結実質赤字比率が20%以上のとき。

4つ目は、将来負担比率が350%以上のときというふうに示されてございます。

この4つのいずれかに該当したときには、早期健全化計画を立てて、議会での議決を得た上で、知事や国に提出しなければならないという仕組みになってございます。

いずれの指標も決算統計が終わらないと算出できないものでございますけれども、普通交付税の増減が大きく影響しますので、現時点では軽々に見通しを申し上げる状況にはございませんけれども、議員からご指摘がありましたように、実質公債費比率と将来負担比率につきましては、現時点ではよほどのことがない限り回避できるというふうに認識しているところでございます。

また、残りの実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、財源調整の基金がなくなった時点、推計で申しますと現時点では平成24年まではと示しているところでござい

ますけれども、そのままいきますと赤字決算になるということでございますので、平成20年度に実施する財政健全化戦略プランの取り組み如何に係わってくるというふうに自身は考えているところでございます。

以上、現時点、明確な回答ができる状況もまだないものもありますけれども、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） まず、1点目からもう少し伺いたいと思えます。

今答弁ありましたように、極めて財源が不足している中で、限られた財源を各事業へ予算配分するのは当然厳しい内容となりますので、これを町民の理解のできるものであることがまず重要であると思えます。

以前、町長は厳しい財政運営をするには、何の事業を優先すべきかランクを付けると。ランクを付けて、町民にそれを解いて進むと。反面、これには何の事業を削減されるのか、すなわち優先と削減の考え方であります。これには大変な勇気と決断がいると思われまますけれども、この優先と削減。これは避けて通れない重要なことだと思えますけれども、この辺について、ランク付けと優先、それと事業を削減してそれらに回すと。わかりやすい言い方ですけれども、そういうような考え方について少し伺いたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私はマニフェストでも申し上げましたけれども、平成19年度につきましては、町民の皆さんの参加によりまして、財政分析をさせていただくと。そして、平成20年度以降、財政再建計画、私どもの今の町政執行方針でも申しましたように、町政健全化戦略プランというものを平成20年度に作成して皆さんにお諮りし、そして、具体的に提案をさせていただきたいということをお願いしているところでございます。

私はあとの質問にも、各議員からの質問にも出ておりますけれども、大きくは財政の今日の厳しい状況になっていることはなぜなのかという質問も多く議員の皆さんから出ているところでございます。

それは統計上で見ますと、これはもう明らかでございますけれども、1つは公債費比率、負担比率も含めて極めて高いということであります。すなわち、借金をして公共事業や整備事業を従来にわたってずっとやってきたというそのツケが今出ているということでございます。その点で言いますと、20%の警戒ラインを超えている公債費比率、負担比率等をどうしていくのかと。

さらには、2点目で言いますと、特別会計への繰出金が非常に高い。これは国保や水道事業会計を見ても明らかであります。もちろん下水道会計もそうであります。しかし、これも詳しくは述べられませんけれども、時間の関係上、それは町民の皆様は快適で安心して安全な生活していくための先行的な投資の意味もございまして、あるいはやむにやまれぬ制度の中で財政を切り盛りしてきたという経緯もございまして、しかし、実態としてはそういった特別会計の繰り出しが、例えば平成18年度ベースで申しますと8.2%の財政全体中でウエイトを占めている。全体的に申しますと、経常収支比率が本来は70%以下だと言っているものが、今86.3%すなわち財政の難度、柔軟性が非常に硬直化してきているという状況は、これは全国一律と言っても過言ではないと思えます。その点で申しますと、この財政健全化戦略プランと言うのはお尋ねのように、私は平成19年度に

職員に各種事業のAからEランクの5段階の評価をさせていただいております。少なくとも自主的に職員がE段階と付けているものについては、本当にそれは今後とも必要なかということも含めて、これは職員内部で各課から出させて、そして、議論をしているところでございますけども、いよいよこれらをさらに精査して、ある種は町民の前に明らかにしていってご理解を深めていくという段階にきているというふうに私は考えているところでございます。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 2点目について伺います。

町長に当選された第一声で、町政は町民の目線に立って、この2点目と言うのは聖域の問題であります。福祉と教育の充実に力を入れていきたいという、そういう意味のことを強調されております。

今年の一般会計で、約1億8,000万円の基金の繰り入れの苦しい財政運営の中で、民生費は前年度比7%増の5億1,100万円、教育費では前年度より減額となっておりますものの3億4,200万円、構成比率では前年度同様の8.8%であります。これは聖域であると言いませんけれども、この町の現在の財政力、将来の財政を考えると、これはやはり一定の限度のラインというものをやはり考えなければならぬのではないのでしょうか。この辺について、少し伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私は、この財政再建計画で、3つほど今後に向けてやっていかなければならないことがあるというふうに考えてございます。

1点目は、基金から繰り入れている2億円を私の任期中に削減したいということであり、すなわち、2億円を預金の取り崩しを崩さなくてもやっていける財政運営をなんとかこぎつけたということが1つであります。

2点目は、水道会計でも担当課長から申し上げましたように、高利の過去の例えば6.8%等の借入金の高利子を借り換えをしたり、あるいは利子の先食いと言いましょか、償還を早める等を含めたことをやらなければならないということであり、

そして、もう1点はまだ確かな道筋はついてございませんけれども、元気の出る思いやり寄付金ではございませんけれども、歳入をどう増やすかという知恵を今絞っていかなければならない時期に来ているという、この3つがある種この財政の健全化戦略プランの柱になってくるのではないかと、その点で申しますと、教育福祉のラインにも手を入れなければいけないのではないかと。

私は、平成20年度がスタートの年と申し上げましたけれども、冒頭から教育、福祉にまともに手をつけるということにはできない。これは1年間時間をかけて、教育、福祉の分野でも、私は町民に提案し議論をし意見をいただきながら平成21年度以降にそういったものを持っていくということではないかというふうに考えております。その点で言いますと、議員がおっしゃるように幾分生ぬるいのではないかと。しかし、やっぱりそういう意味での地方自治の本旨からして、そういう丁寧さが極めて大事なのだというのが、この平成20年度ではないのかというふうに私はとらえておりますし、冒頭申し上げましたように、今年の両極の予算編成であっても、地域や町民にできる限りの最善の努力をさせていただいたと。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 次の質問項目に移りたいと思います。

「自治基本条例」について、お伺いをいたします。

町民と議会と行政が一体となって、「町づくり」に取り組んでいくためのルールを定めるとした（仮称）町民基本条例について、お考え方を伺いたしたいと思います。

できればわかりやすく端的にお答えをいただければありがたいと思いますが、1点目として、なぜ、今、訓子府の町民にとって、この条例が必要なのかを伺いたしたいと思います。

2点目として、郷土を愛し、訓子府の町民であることに誇りをもって、この憲章を定めるとして、昭和45年8月に制定された「町民憲章」をどのように評価され、この「町民基本条例」との違いは何であるのか伺いたしたいと思います。

3点目として、この種の条例が制定されている町と制定されていない町の違いはどこにあるのか伺いたしたいと思います。

4点目として、この度、町内20歳以上の町民約5,000人を対象に「町民基本条例」に関するアンケートを実施されましたけれども、その結果はどのように評価されているのか。

以上、4点について伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま町民基本条例、自治基本条例についての考え方について、4点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「なぜ、この条例が必要なのか」とのお尋ねでございます。私は、町政の主役は町民の皆様であり、住民自治を基本としたまちづくりを進めるための仕組みとして自治基本条例が必要なのだという考え方を、これもまたマニフェストで、そして、まちづくり懇談会等でも申し上げているところでございます。

ご存知のとおり、平成22年3月現行の市町村の合併の特例等に関する法律が失効いたします。平成19年4月1日からは、地方分権改革推進法が施行されて、平成22年度以降の早い時期には、地方分権改革が本格的にスタートすることが見込まれているところでございます。

地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを基本理念とする地方分権社会を迎えるにあたり、この条例を整備することはある意味では国レベルでも求められていることでもございますし、自治体としてもある意味では当然大事なことだというふうに認識しているところでございます。

2点目の「町民憲章の評価と町民基本条例との違い」についてでございます。町民憲章は、昭和45年というふうに記憶しておりますけれども、置戸村から分村して50周年、町政施行20年を節目に町の歴史と現在に立脚して、未来を展望した町民ひとりひとりの願望であり、ある種誓いであり、心の支えであるものとして制定されたものでございますし、これは当時の訓子府中学校の中澤校長を中心としながら教育委員会、そして、地域住民が一体となって作り上げてきたものでございますので、これらも尊重し、後世に受け継いでいかなければならない大切なものだというふうに理解しているところでございます。

また、町民憲章については、議会の議決を受けて制定されたものではございますけれども、その内容はある種の精神的な支え、努力目標、法的な拘束力がないある種の「宣言」でござ



ざいます。

一方で、自治基本条例につきましては、ある種の自治体の憲法とも言われまして、自治体運営の理念、それから住民参加の拡充による公正な自治体運営を図るための基本原則などがある種明確化して、さらに他の条例や計画などの策定の指針、解釈指針として上位に位置付けられ、法的拘束力がある意味では有する点で大きな違いがございます。

3点目の「この条例のある町とない町の違い」についてでございますけれども、条例ではなくて、行政運営の基本的な方針や基準を要綱という形で取り組んでいる自治体も多々あるかと思いますが、要綱は法令としての性格を持つものではなく、規範性もある意味では弱い、そういう点では町民の皆様にもなかなか認知されにくいというふうに思われます。

一方、条例化によって、どのような理念や仕組みのもとで自治体運営が進められるかを包括的に一覧できることになり、さらに基本的な原則を法令として明文化することになりますので、町政運営の継続性や普遍性が保たれて、地域全体の自治意識の高揚や一体感が形成されることなどが期待できる点で違いがあると思います。

4点目の「アンケート調査をどのように評価するのか」ということであります。これにつきましては、年代別・性別・条例に対する認知度・条例づくりの進め方に対する意見を聞き取る内容となっております。遅くとも来週中の回収ということでございますので、今月中に分析評価を行い、それらを踏まえた上で、条例案づくりの母体となる自治基本条例検討委員会、予算の中でも提案させていただきましたけれども、これらについて立ち上げて、町民の理解を得るための取り組みを今後進めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 町民憲章と条例の違いは、町民憲章は町民の理念であり目標である精神的なものだと、条例というのは憲法だと。取りようによっては、非常にはっきりと区分されたわけですが、今私もこの間少し遅れてアンケート用紙が来まして、この通告書のあとから来たわけですが、いろいろとアンケートについて、何人かの町民の方に声をかけられまして「よくわからないんだ」と。もちろん、そういうことについてどう考えるかということで、非常に私もなるほどなとよくわかったのですが、こういう状況だと私は思っております。

ご承知のように、町民憲章とは町民が訓子府を守り、共に町を築いていくという思いを基本に、自主的で主体性が込められた町民の誓いである。お祝いごとに、誓いを式典のときにやるわけですが、そういうものであると思います。いわゆる目標と言いますが、理念を表現したのかもしれませんが。これが基本条例によりまして、町民と行政が役割の分担をして、ルールを決めて、その条例が町の最も重要なことを決める憲法として、最高の決定機関であるとした場合、どうも町民の私も若い人間ではありませんし、この町に長くて非常に何となく自然に町に携わり、それが自然の流れだというふうに、そういう思いで今日まで来たわけですから、この行政と役割を分担するというルールによって、町民のごく自然なまちづくりへの自主的で主体性の思いが壊れてはしまわないだろうか。線引きされることによって、その意味はご理解できると思うのですが、要するに「そっちは俺はしない」だとか、「こっちはうちの仕事だ」というような線引きしたものの考え方が出はしないだろうか。

さらに、この条例で最も特徴的なものは、決まりを分担するということなのでしょうか、例えばこの条例でものを決める場合には、もしかすると住民投票条例などが含まれた場合、町民の選挙で選ばれた町民代表の町長の責任はどのようになるのか、伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） まず、1点目です。町民憲章の理念は、自治基本条例ができたとしても不滅であります。そして、生かされるものであります。1点目です。

2点目です。自治基本条例は、町の条例、議会の立法府は法令にないものについては、自治立法権がございまして、私どもも議会も条例として提案する権限を思っております。あくまでも、法律にないものでございます。その点で言いますと、議会や地方自治法で定められているものの逸脱するものではございません。こここのところは勘違いされると困ります。わかりやすく申しますと、私は自治基本条例というのは、それぞれの責任、議会と行政と町民の責任を明確にする。そして、町民が参加するというを明確にしていくというものでございます。

わかりやすくお話をさせていただきますと、この予算書を昨日配らせていただき、そして、皆さんに見ていただきました。私は課題として、あまり申し上げておりませんが、例えば予算編成システム。これは9月から職員から積み上げて、企画財政課で取りまとめ、もちろんその前に各課とのヒアリングを行います。そして、各課はそれぞれの団体や代表等の意見を聞いて予算に反映されます。そして、町長ヒアリング等を経て、企画財政課で取りまとめをし、そして、私自身がペンを入れます。それを予算案として皆様にお諮りし、議会で討論し議決をして予算執行になります。基本的には、住民の皆様も代表の議会の議員によって決められていることでありますけど、さらにそれを一歩進めることができないか。

例えば、今これはまだあとからも出てきますけども、予算編成についてで言いますと、例えば地域担当職員がある意味では各自治会に出かけて、年数回直接住民の皆様の要望や意見を聞くということがあっていいのではないのかと。そして、予算編成にあたっては、町内会・実践会の各種団体との懇談会を開催し、そして、予算に反映されるという懇談・要望的なものももう一歩あっていいのではないのかと。そして、その上で予算案が示される前に、原案を町内会や実践会の懇談会である意味では提示していく。それは自治組織である町内会・実践会にワンクッション置きながら広く意見を求めていく。あるいは、理解を求めていくということも、これからの状況では必要なのではないかと。

一方、議会では常任委員会等を中心にしながら、予算編成の段階から議論に参加していく。もっと言いますと、議会と私どもも含めた政策検討会なるものも含めて、これから議会と行政の責任を明確にしながら、すなわち住民と議会と行政が一体となって、それぞれの責任で予算をつくり上げていくということ、これこそが私はある種の住民参加のよりきめ細かな町政執行の大事な仕組みになっていくのではないかなというふうに考えているものでございます。いずれにいたしましても、これらを含めて広く単に行政が委員を指名・委嘱するだけではなくて、住民の公募を含めて、これらについてはより多く住民の意見を求めながらつくっていきたいと考えているところでございます。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 大変丁寧な答弁であったと思いますけれども、ちょっと要点だけ

をもう一度お聞きしたいのですが、先に町村合併のときに非常に大きな町の決断があって、ここにおいで町の皆さんの皆さんもいろいろお考えがあったと思いますけれども、そのことを非常に頭から離れないのですが、町長の権利と言いますか、町民は6,000人、判断する方は5,000人ぐらいですけれども、いろいろな考え方がありまして、5,000種類の考え方があるのかもしれませんが。でも、やっぱり大事なことを決定するのは、最高責任者というのは、私は町長だと思うのです。少なくとも、町の10年先あるいはその先を一番やっぱり推察して町を持っていく、やっぱり最高の指揮者であると思います。

端的にお答えいただきたいのですが、住民の前のことなのですが、住民の思いと、思いを託するその意味もありますけれども、それと町長の権限というのはどちらを優先に考えているのかちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私は、政策として政策の重みというのがございます。合併の問題については国の北海道の動きを見て、そして、合併した近隣町村の状況を的確に判断し、町民の総意で町の将来を決めますという公約をうたっております。その考え方は今も微動だもしておりません。それを私自身に託して、投票してくれたと思います。いずれ平成22年のときに、私自身は可能な限り自立の方向という提案をしたいと願っております。しかし、状況によっては今の財政分析やいろんな状況の中では非常に厳しいということがあるかもしれません。それはどうしようかということだけではなくて、町長としてのこうしたいという考え方を提案すべきだと私は理解してございます。そのときに、町民の意思の集約をどうするかと。私は、合併するとともに自立するとともに公約でやってないわけですから、その間を住民投票あるいはアンケート等で可能な限り、多くの意見を求めていくという立場が町村長の、そして、最終的には議会で決めるということになるのではないのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） わかりました。

次の質問に入ります。

「第5次訓子府町総合計画」と「財政健全化計画」について、お伺いいたします。

平成20年度から「財政健全化法」が適用されます。いわゆる「財政破綻」の基準が高くなり広がりました。町民は、「このまま自立の町として本当に大丈夫なのか」大きな不安の中で、あらためて町の存続への危機をさらに強く感じております。

私は、この重要な課題対応のため、財政再建という高いハードルを町民の理解と協力のもとに、行政と一体となって何としても乗り越えていかなければならないと思います。それには、現在までの5ヵ年間の「中期財政推計」では、将来の事業や予算の増減の具体性がなく、町民には理解しづらい内容のものであると思います。

これからは、「第5次訓子府町総合計画」をより具現化して、実効性あるものとするために、今年から町長が先ほども強く示しているように、「財政健全化戦略プラン」との整合性をもった「財政健全化計画」を作成する必要があると思いますけれども、この考え方について基本的に先ほど答弁をいただきましたけれども、あらためてこの件について伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 時間の関係で読み上げることをお許してください。

毎年、町民の皆さんにお示している中期財政推計につきましては、直近の年度を基礎として、仮定条件を基に計算しているものでございます。その点で言うと、歳出では推計に最も影響の大きい新規の大規模事業等は考慮しておりませんし、これから取り組む健全化対策は、それらは反映されておりませんので、そうした意味では議員ご指摘のとおり、理解しづらい面もあろうかと思えます。

第5次総合計画は、まちの将来像を掲げた計画でありますし、近年の激変する財政状況を考えますと、具体的な年次計画を立てて具現化していくというのも困難な状況でございます。

こうしたことから、本町では、毎年度の財政状況や財源対策等を基に3ヵ年ローリングによる実施計画でこれを補完することになっているところでございます。

お尋ねのありました総合計画と財政健全化計画である「財政健全化戦略プラン」との整合性でございますけれども、その点では長期計画を策定することにつきましては、理想でございますけれども、可能な限りその努力をしていきたい。長期の計画、特に財政推計に限定して申しますと、例えば地方交付税をはじめとする地方財政対策が不透明な中では、信頼できる精度のものにはなかなか得ませんので、慎重に対応したいと考えております。

財政健全化戦略プランで重要なことは、財政効果がある具体的な取り組みをどれだけ盛り込めるかというそういうことでないかと。それをわかりやすく町民の皆さんに伝えていく手法の一つが中長期の財政推計であると考えているところでございます。

この財政健全化戦略プランの策定にあたりましては、より具体的な項目を示しながら、可能な限りその財政効果を盛り込んだ財政推計を示してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） この第5次総合計画のときに、全町民5,000人を対象に83%というアンケートをいただいたのを私も十分その資料をいただきまして、約2,000項目にわたる小さなものまで資料として持っております。あの中身を見ますと、町民の思いというのはいかにこの町に愛着を持ち、大事にしようという思いが強く感じてなりません。そこで町民は財政が厳しいということは、当然もう理解しているわけでございまして、平成17年度に合併を断念して自立以来、職員をあげて町長を筆頭になんとしても財政を再建しなければならない。そう言いながら3年が経過して、予算を見ますとどうも何とかなっているのではないかと、町民が「本当にこれで大丈夫なのか」と。

先ほど言いましたように、借金が81億円ですから普通の通常の予算の2年分です。2月でしたか、大阪府で選挙がありまして、非常にニュースとして出ましたけれども、あそこも破綻寸前の町です。なかなか5兆円の借金に年間の予算が3兆4,000万円。訓子府の場合をもっと厳しい倍であります。並みでは返せないと思えます。町民の人も非常に心配しておりまして、何を我慢をして何を負担をしたらいいのかと。今、町長がかなり突っ込んだ答弁をされましたけれども、その具体的な思いを出さないと、やはりあとになればなるほどなかなかやっぱり状況が厳しくて、おそらく一方に負担の状況になったときに、どうしてということになりますので、ぜひ健全化財政プランは厳しい内容のものであって

も、一つの目標出来ると思うのです。それによって総合計画ですから、3年ごとの見直し当然具体的には各課の目標を立ててそれを潰していくと。そのことによって、確実に安心の戦略に乗っていけると。

あらためて、第5次訓子府町総合計画と財政健全化計画、そして、財政健全化戦略プラン、この3点を町の再建の柱として、あらためて取り組んでいくと、強い思いを今一度お聞かせていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） あのアンケートをご覧になってのご意見もいただきました。

私は選挙でも申し上げましたけれども、訓子府の元気と町民一人ひとりが持っている底力こそがこの難局を乗り越える大事な柱だと。そして、町民が町を思う誇りに思うことが、あるいは愛着心が活性化のキーワードだというふうに考えてございます。そして、今佐藤議員からご指摘のございましたように、総合計画、そして、財政推計はもちろんそうですけれども、戦略プランを含めたそういったものを今ご指摘のとおり、私自身も職員一同も肝に銘じながら、これからさらに事務にあたってまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 次の質問に移ります。

最後に、ラスパイレスの指数について伺います。

先月の道新の報道に、総務省が発表した平成19年4月1日現在の網走管内の各市町村のラスパイレス指数の記事がありました。

町長は、今年から「財政健全化」に向かったの初年度としての計画策定年と位置付けると先ほどから申しておりましたけれども、また、この給料につきましては、北海道の動きや近隣町村の町の実態と町の財政状況によって決めると、マニフェストでもこういうような表現をしておりましたけれども、先の報道では訓子府町職員のラスパイレス指数は99、管内19市町村中第2位でありました。また、全道、政令都市札幌市を除いた179市町村では第15位となっております。この件について、町長のご感想と考え方を伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 平成19年4月に公表された「ラスパイレス指数の道内及び管内における順位」についてのご質問がございました。

ラスパイレス指数につきましては、総務省が全国自治体の指数が毎年公表されているものでございますけれども、国の行政職と地方公共団体の一般行政職給料をラスパイレス方式で対比させて比較して算出させる。すなわち国の数値を100としたものでございます。

この基準となるものは、毎年4月1日現在に在職する職員の基本給について調査する地方公務員給与実態調査が毎年全国一斉に行われておりますけれども、この調査を数値を元に学歴別、年齢別で算出されるものでございます。

国のいう100で言いますと、国が給与構造改革によって、基本給が減少する地域手当等を増加させているのも状況でございます。地域手当を含む平均給与月額で見れば、国の増加に対し地方は前年より大きく減少しているというのが実態でございます。地方においては、平均年齢が高いにもかかわらず給料で見れば、国の水準を下回るという結果が出る

という特徴もラスパイレスの特徴でもございます。

本年4月現在で99.0%、前年対比で0.1ポイントの上昇をしておりますけども、これは私どもの職員の給与を引き上げた結果ではなく、ある種では年齢構成が変わったという状況でございます。

このラスパイレス指数は、あくまでも給与水準を比較する手法の一つでございますので、各団体の経験年数階層の変動、あるいは特別昇給など様々な要因によって毎年変わることになっておりますので、小規模な自治体では職員構成の偏りなどによって、一概に給与水準を引き上げできないという、比較できないというものだというふうには私自身はとらえております。

ラスパイレスの順位で申しますと、札幌を除く179市町村で、網走管内でも遠軽、それに次いで置戸町、訓子府町は管内で2位という結果が出てございます。

これにつきましても、職員の状況等では一概になかなか比較することはできませんけども、厳しい財政下においては、町民の皆様との認識の違い等が反響が大変大きい数字だというふうに理解しております。

いずれにいたしましても、町民の皆様の期待に応える仕事を通じて、職員とともに努力してまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） ラスパイレスの内容については、細かく説明いただきました。

ラスパイレスの99は、今町民の中でいろいろと話題になっております。町長は、地域に密着し町民の目線に立った町政運営を通じ協働のまちづくりを進めるための、先ほども出ましたけれども、地域担当職員の配置についての協議を進めているようでございますけれども、こういう状況の中で行政は町民と目線を共にしてとよく町長は表現されますけれども、職員のラスパイレスの99という数字の思いが、町民の中で担当職員が配置されて実質的にいろいろと町民と情報交換し意見を持って帰るときに、住民とうまくやっていけるのかなと、目線が同じになれるのかなと、ちょっと心配するのですが、その辺について伺いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 与えられた給料以上の仕事をしているという評価をしていただきたい。その点で言うと、高いか安いかという議論では私はできない。しかし、公約でも申しましたように、管内の状況や全道の状況から見て1位・2位を占めているという状況はどうなのかと、町民感情からしてみたらどうなのかと。これは今予算の当初予算では、編成では提案できませんでしたが、職員とこの3ヵ月じっくり話し合いもしてまいりましたし、あらためて追加提案をさせていただきながら、給料の人件費の削減についての提案をさせていただきたいと考えているところでございます。

7番（佐藤静基君） 以上で終わります。

議長（橋本憲治君） 7番、佐藤静基君の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次に10番、小林一甫君の発言を許します。

10番、小林一甫君。

10番（小林一甫君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回は、町政執行方針について、お伺いをしたいと思います。

町長は「みんなで創る訓子府の元気」を考え、「訓子府の底力でふるさとの未来をひらく」ために「町民こそが主役」「町民福祉の増進を図る」を理念として町政を推進してきました。また、この理念は今もって変わらないとのことであります。今年度7本の柱を施策にあげた町長の執行方針について、10項目にわたってお伺いをしたいと思います。

まず、第1点目、町財政についてであります。地方交付税が年々削減される中、削減を緩和する手立てはあるのかお伺いをいたしたい。

2点目、町民基本条例（仮称）について、町民の方に対するアンケート調査が始まりましたが、事務方では内部の検討に入っているのかお伺いをいたしたい。

第3点目、「地域包括支援センター」の取り組み状況について、高齢者の総合的相談窓口であります。利用する方が気軽に相談できる配慮は十分されているのかお伺いをいたしたい。

4点目、子育て支援センター設立についてお伺いをいたします。平成21年度開設とのことではありますが、具体的に説明できるものがあればお伺いをいたしたい。

5点目、特別支援教育について、この範ちゅうは教育長の本来であれば答弁であると思っております。今回は町政執行方針の中にこの部分が出ておりましたのでお伺いをいたします。学校教育法に位置付けされ、小学校に特別支援教育支援員1名配置されますけれども、具体的にどのような支援をされるのかお伺いをいたしたい。

6点目、「農地・水・農村環境保全向上共同活動支援事業」についてお伺いをいたします。今までの西富地区と今年度から実郷地区、清住地区が採択に向けて要望していくとありますけれども、町の財政から見て制限はないのかお伺いをいたしたい。

7点目、消防庁舎建設についてであります。現在、耐震調査を進められているようですが、耐震調査の結果が早急に建て替えを必要とする場合、対応を考えているのかお伺いをいたしたい。

8点目、行政改革についてであります。さらなる行政改革をすることではありますが、どの部分に手を入れようとしているのかお伺いをいたしたい。

9点目、地域担当職員の配置について。具体的にどのように進めようとしているのかお伺いをいたしたい。

10点目、総合行政ネットワークシステム（L G W A N）の活用についてであります。コンピュータ関連にかかる経費は、毎年多くの経費を投入しているわけではありますが、この「L G W A N」を活用してメリットはあるのかお伺いをいたしたい。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま町政執行方針に対しまして、10項目の質問をいただきました。大変質問の項目が多いということもございまして、時間の関係から簡易にと言いましょうか、読み上げることでお許しをいただきたいと思います。

まず、「地方交付税の削減を緩和する手立て」についてでございます。小林議員もご存じのとおり、普通交付税の算定にあたりましては、人口あるいは面積、そのほか多くの測定単位が用いられておりまして、それぞれの国勢調査や農林業のセンサスなどの統計数値のほか、道路台帳などの数値も用いられているところでございます。

普通交付税につきましては、単位費用や各種補正係数の見直しにより、毎年、減額されているところでございます。町では、この対策として、町道に係わる交付税を確保するための町道認定を議決いただいた経緯もでございます。

こうした取り組みには限界もあろうと思っておりますけれども、許容される範囲での対応をこれから検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、「町民基本条例に係わる事務方の内部検討」についてでありますけれども、自治基本条例としてこの条例を制定するにあっては、まず、町民の皆様がこの条例に対する理解と関心をもっていただくことが、まずは第一義的に大事だということで、町民懇談会の開催やふるさと懇談会に出向いての説明、さらには広報の2月号からシリーズで条例の基本的な知識などをお知らせさせていただいているところでございますし、条例づくりの進め方を中心としたアンケート調査を、先の答弁で申し上げましたとおり実施しているところでございます。

この条例につきましては、町民、議会、行政が一体となってまちづくりを進める大切なルールといえることから、条例案づくりの段階から町民の皆様や議員の皆様にも関わっていただくため、平成20年度の予算案にも反映させていただいているところでございます。「自治基本条例検討委員会」を設けて、具体的に作業を進めることについて、現在内部で進めているところでございますし、昨日の予算説明の中でも専門委員の委嘱等も予算が国費が付けば、これらについても諮りながら、進めていきたいと考えているところでございます。

次に、地域包括支援センターの取り組み状況についてでございますけれども、「気軽に相談できる配慮は十分なのか」とのお尋ねでございます。地域包括支援センターにつきましては、平成17年の介護保険法の改正によって、平成18年4月から設置されることになっておりまして、本町におきましては介護保険法の経過措置によりまして、平成18年10月から業務を「うらら」において開始している状況でございます。

センターの機能としては大きく4つあります。まずは、「総合相談と支援」についてでございますけれども、「住民の各種相談を幅広く受け、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的支援を行う」とされておりまして、制度の趣旨に沿った対応を心がけて、住民の皆様が気軽に相談できる体制の充実に努めているところでございますし、昨年、社会福祉士を配置し、さらに保健師の専門性からさらに社会福祉士等の専門性を広げながら対応をしているところでございます。

次に、「子育て支援センターの設立」についてでありますけれども、現在、子育て支援センターの平成21年度開設に向けて、福祉保健課を中心に教育長、管理課、社会教育課、幼稚園、保育園、建設課で「子育て支援センター検討委員会」を設置して、開設に向けて具体的な検討作業を行っているところでございます。

現段階では、センターの具体的な内容をお示しすることはできませんけれども、訓子府町における子育て支援の現状と課題分析、センターのあるべき姿などを話し合われており



ますし、今後、先進地の視察などを行いながら、できるだけ早い段階に検討結果をお示しし、議会の皆様とも協議させていただきたい。本町はすでに子育て支援センターがなくとも、現実的にこの「うらら」等において、あるいは保育所・幼稚園においてもそれに匹敵する事業も展開していることは皆さんご存知のとおりでございますので、本町らしいあり方については、これからの検討を重ねて提案をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、「特別支援教育」についてでございますけれども、特別支援教育支援員につきましては、発達障害を含む様々な障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助、あるいは学習活動上の支援などを行うものでございます。

このため、本町におきましては、特別な支援を必要とする児童の増加等に伴いまして、本年度、特別支援教育支援員を訓子府小学校に1名配置し、特別支援学級の児童に対して、特別支援学級や普通学級における学習支援や学校生活等の支援を行うこととしているところでございます。

次に、「農地・水・農村環境保全向上共同活動支援事業」についてでございますけれども、従来の西富地区につきましては、町が維持管理しているタンノメム川、農試川、紅葉川などの排水路が、降雨のたびに畑へ越流の恐れがあることから、川の水が越流するという恐れがあることから、今までは町の河川維持費により土砂上げを行ってきているところでございますけれども、本年度から国の補助事業の「農地・水・農村環境保全向上対策事業」を活用することによりまして、町の河川維持費を逆に軽減するものでございます。

また、実郷地区と清住地区につきましては、昨年の6月からの集中豪雨等によりまして、川南幹線用水路、豊坂川、永井の沢排水川、原田の沢川、大谷川への土砂流入が何ヵ所も発生して、町の河川維持費や土地改良区の負担により土砂上げを行っているところでございます。

このことからこの2地区につきましても、この事業を活用することで町の負担軽減を考え、平成20年度から新規採択地区として道に要望しているところでございます。

なお、事業費の4分の1の町負担分につきましては、普通交付税にも算入されておりますので、2地区内の河川愛護組合等が実施している事業は、「農地・水・農村環境保全向上対策事業」の対象となりますので、平成20年度の河川維持報償金の予算から減額を図っているところでございますし、財政的にもある種有利な補助事業と考えているところでございます。

次に、「消防庁舎の建設」についてでございます。ご質問のとおり、現在消防庁舎の耐震調査委託が進められており、調査の委託工期は3月25日になってございます。

この調査結果を待って、その後の対応を検討することになりますけれども、仮に強度不足になった場合であっても、その工法が建て替えとなるのか、あるいは補強となるのかはこれは結果を見なければわからない状況でございますので、いずれにいたしましても、強度不足を解消する工事においても、相応の工事費が予想されます。現在厳しい財政状況の中で、他の事業などとの整合性を図りながら、今後も、工法も含め検討していかなければならないということを考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

次に、「行政改革」についてでございますけれども、町としては、行政改革は継続的に取り組むべきものだというふうに考えておりますし、簡素で効率的な組織機構の構築、情報

公開による住民への説明責任を果たしながら行政経費の節減に努めるとともに、住民本位の質の高い行政サービスの実現に向けて協働のまちづくりを推進することなどを基本方針としまして、今年度、第4次訓子府町行政改革大綱を柱に改革を推進しているところでございます。

また、地方交付税等の一般財源の減少によりまして、毎年度多額の基金を充当している財政構造の改善を図るためにも、先の佐藤議員の質問にも答弁させていただきましたように、「訓子府町財政健全化戦略プラン」を平成20年度中に策定し、特定の部分に限定することなく全ての領域にわたって、さらなる行政改革の具現化に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、「地域担当職員の配置」についてお尋ねをいただきました。この制度につきましては、地域に密着し、町民と同じ目線に立った行政運営を通じて、協働のまちづくりを進めるためのものでありますけれども、平成20年度の執行方針でもお示しましたように、町内会、実践会のご意見を聴きながら内部で協議を現在進めているところでございます。

町内会におきましては、町内会連絡協議会の視察研修で清里町を視察して、その後、役員会で議論を重ねてきたところでございます。

また、実践会につきましては、昨年12月にアンケート調査を行って、各実践会と行政とのパイプ役として、近隣町村や、あるいは他地域の情報提供といった職員の役割、サポートが大変期待しているという結果が実践会長からのレポート結果として出ているところでございます。

一方、庁舎内では各課代表の係長職等で構成している「まちづくり推進庁内連絡係長等会議」におきまして、職員がどのように地域課題と向き合い、地域の生の声を聞き、町民の皆様と「協働のまちづくり」をどのようにつくり上げるかなどの議論を現在重ねているところでございます。

なるべく早い段階で、町内会長及び実践会長にお諮りをし、実現可能なところから制度の導入を図ってまいりたいと考えておりますので、この点につきましてもご理解を賜りたいと思います。

次に、「総合行政ネットワークシステムの活用」でございます。このL G W A Nというのは、国の行政情報化推進基本計画に基づいて、平成9年から運用が開始されたものでございます。地方公共団体の相互のコミュニケーションの円滑化、あるいは情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的に構築された行政専用のネットワークのことを言うものでございます。本町では、平成15年に導入させたものでございます。

このネットワークは、平成15年度までにほぼ全ての都道府県及び市町村が参加して、現在一部事務組合及び広域連合の参加のもと、さらに増加をしてきているところでございます。

このシステムの安全性につきましては、通常電子メールのやりとりにインターネットを経由するところでございますが、このL G W A Nは専用回線を使用して、さらにデータの暗号化や侵入検知システムなどの設置によって、機密性の高いデータのやりとりをすることができるものでございます。ある面では、地方公共団体間専用のネットワークとも言え、高いセキュリティを確保することができるものでございます。

本町におけるL G W A Nの活用は、通常業務でも頻繁に行われている国、道、及び市町

村間における電子メールのやりとりはもちろんでございますけども、厚生労働省、財務省、総務省等とのデータの送受信、児童福祉などの申請業務などがあります。

さらに、平成20年度からは、後期高齢者医療に関する広域連合とのデータのやり取りが行われることとなります。

したがって、庁舎内のネットワークと接続するL G W A Nシステムにつきましては、現在の行政の事務には欠かすことのできないシステムとなっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま、町長のほうから10項目についてのご答弁がございました。

何点が再質問をさせていただきたいと思います。

まず、町の財政につきましては、1も2も関連するのですが、先ほど佐藤議員の質問の中でこと細かく答弁がございましたので、違った視点からお伺いをさせていただきたいと思います。

先ほども答弁の中にありましたけれども、地方交付税の減額を少しでも緩和するために、去年は町道の認定ということできいろいろと努力されていることは私どももわかっております。そのほかに、いろいろと手をつけていかなければならないという部分もあろうかと思うのですが、お話を聞きますと今の町有林の関係の中で、他町にまたがっている訓子府の森林の部分、町有林の部分があるということでもありますので、できればその関係町村等と話をされた上で、訓子府町の管轄に入るようなそういう協議も必要であらうかと思っておりますけれども、過去にそういうような交渉なり、協議した経過があるのかお伺いをしたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま地方交付税の算定の中で、いわゆる町有林にかかわる交付税の算定の経過についていろいろお尋ねいただきました。

正直申しまして、この普通交付税算定の際には、農林業センサス、このセンサスの結果をもとに機械的に交付税に算入される仕組みになっているものですから、個別の自治体で協議して決められるという性質のものではございません。したがって、これまでの近隣町と協議した経過はございませんのでご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ちょっと言い方が悪かったのかもしれませんが、現在その訓子府の町有林の部分が他町村と言いますか、そちらのほうの土地の名義とか、そういうふうなことになっているのかどうか、その辺ちょっと確認をしたいのもう一度答弁いただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 町有林につきましては、他町の相内の部分に約422ha町有林がございますけども、これはあくまでも土地については北見市の土地ということでございますので、土地の名義は訓子府ということではございません。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） 質問の仕方が悪いのかどうか、ちょっと判断つきませんけれど

も、422町がこれは北見の土地の部分ということで理解していいのか。

そうすると、その部分でできれば交付税やなんかの算定の上で、町の土地になればその分の交付税がやはり少しは減らないで入ってくるのかなというような感じがしたものですから、質問の仕方がちょっと違うのかも知れませんが、もう一度その辺お答えいただきたい。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議員のご意見と言いますか、境界変更をすれば、当然訓子府行政区域内の町有林面積というのは増えるということにはなります。ですけども、境界変更するといったらちょっとまた別な次元の問題になりますので、ご理解をいただきたいと思います。

ただ、町有林として管理しているもの以外でも、町内の中には森林というのは確かにわずかですけどもございます。そういったものも含めて、例えば今後農林業センサスの中で町有林の扱いをするときに、町有林のほうも含めていくとか、そういったことによって町有林面積を増やすということも可能かと考えますので、今後調査にあたりましては、森林面積の確認を再度行いまして適正なと申しましょるか、少しでも交付税に有利になるような取り組みをしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） わかりました。

続きまして、特別支援教育について再質問をさせていただきたいと思います。

今回お話を聞きますと、5名の方が特別支援を受けるということでありますけれども、本来であれば2学級をやはり父兄の方が想定されていたのですけれども、この5名が特別支援教育を受けるということで1学級になるのかなというようなことも聞いております。そうすると、やはり先生が目が行き届かないというような心配を父兄がされているということでもありますので、その辺の配慮も十分されているのかお伺いをいたしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 平成20年度の新1年生の入学につきましては、現在、訓子府小学校42名でございます。

議員が言われたように、特別支援学級に本年度在籍する予定の児童が5名でございますので、学校の標準基準からいきますと、普通学級で41名の場合は2学級ということになりますけれども、実際42名から5名の特別支援学級ということですので37名の在籍ということになります。そういったことでは、1学級ということになるかと思えます。そういったことで、現在学校におきましても、町の単独の臨時講師1名配置してございますので、その臨時講師の対応も含めて、今学校のほうで検討をしております。

ただ、訓子府小学校の場合は、本年度は1学級の学年が3学級ということになりますので、そういった部分で子どもたちに一番いい方法で今検討しているというような状況でございます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） 3学級の中で、この部分は解消できるということだと思いますけれども、やはり今年から特別支援教育という部分で、かなり町も力を入れている部分がございますので、父兄が心配するようなことのないような取り組みをしていただきたいと

思います。

次に、6項目の農地・水・農村環境保全向上共同活動支援事業について、お伺いをしたいと思いますが、先ほどの答弁の中で、交付税の中で補てんされるというようなことでもありますので、そうすると例えば国が2分の1、あと道が4分の1、町は4分の1というようなところの部分で、その4分の1について交付税の中で賄い切れるというようなことであろうと思います。説明もそうでありましたけれども、しかしながら、これから例えば穂波地区、日出地区、まだかなりの地区が残っておりますので、そういう地区から要望が出た場合も、十分それには対応できるというような判断でよろしいのかどうかお伺いをいたしたい。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） ご質問の内容でございますけれども、現在、平成20年度の3地区について、予算、補てんをさせていただいております。それ以外の地区についてでございますけれども、一昨年12月、それから昨年含めましてそれぞれ地区の説明会、それからそれぞれの実践会の会長等、事業の質問、それから事業の説明等を行っております。その中では、現在のところこの3地区以外について、基本的な部分で事業の内容、それから実施の状況を考えますと、実際的にかなり難しいというふうに考えております。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま答弁いただいたのですが、この西富地区が取り組んだ経過はわかります。途中、その経過の中でただいまのような答弁の中の部分で、各地区に行って要望はないのかということで、お話をされたというようなことも伺っております。そのときには、ほかの地区からは一切そういう要望も出ていなかったということで、今回出てきたということは、今後もこういうこともありうるのではないかなというようなことを考えますので、その観点からお伺いしたのですけれども、今のところそういうことがないということでもありますけれども、今後そういうような問題が出てきたときには、対応の余地があるのか、結構自分の考え方の中で、その経費の部分で交付税でまかなうことがなかったものですからお伺いしたわけでもありますけれども、そういう制限はないと思っております。よろしいのか、もう一度お伺いをいたしたい。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） 今のご質問の内容でございますけれども、事業要望、基本的な考え方でいきますと、今回の農地・水・農村環境保全向上対策事業の本来の目的でございますけれども、これは国の補助事業でございます。基本的な部分で対象としましては、本州を基本とした事業の内容でございます。事業の内容につきましては、それぞれ公共施設、農業の施設についての維持管理、例えば土砂上げ、それから草刈りということでありまして、それぞれ実施する場所によって単価が変わってきていると。例えば、畑については、反当たり1,200円ということの単価によって決まっております。町の考え方としましては、基本的にはその地区、実践会地区を基本として考えておりますので、例えば柏丘地区、それから高園地区につきましては、かなり地区の面積が大きいということで事業費もかなり大きくなります。その部分で実際にその事業の中と、実際にできる事業との兼ね合いがございますのでかなり難しい部分はありますが、今後につきましては、それぞれ実施希望が出てきた場合につきましては、地区と十分検討して進めてまいりたい

というふうに考えております。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） わかりました。

次、7項目目のことでお伺いをいたしたい。現在、耐震の関係については、調査を進めるということでありますので、関連でお聞きしたいのですけれども、今の庁舎の東側にある望楼<sup>ぼうろう</sup>が何年か前から危険だから使用もしていないし、早急にそこに手を打っていかねければ、あの部分が崩壊するようなそういうような危険性もあるというようなことも伺っておりますので、むしろ本庁舎よりも先にその部分に手を付けるべきではないかなと思うのですけれども、何か内部的に話が進んでいればお伺いをいたしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 消防庁舎の関係ですけども、今望楼<sup>ぼうろう</sup>の部分と消防庁舎の分離の関係ですけども、今回3月25日に調査の工期を迎えるわけですけども、その調査の発注に当たっては、望楼も含めた全体の耐震の調査ということになっておりますので、それをどうするかという工法の提案もあると思いますけども、そのときにはそれを壊すですとか、補強するですとかということは検討していかねばならないと思います。そのときに合わせていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） 望楼<sup>ぼうろう</sup>の部分も、全体的に今回の耐震調査の中で進めていくということでありますので、万が一何かあったときにやはり町民の方に迷惑をかけるようなことはやはり避けるべきだと思いますので、その辺十分にやはり考えて進めていただきたいなと思います。

次、8番目の行政改革であります。先ほど職員の方々の給与の関係等も、いろんなことで行革を進めていくというようなことでありましたけれども、やはり職員の方とお話をする機会があって言われたことは、確かに今の町の財政から言って、自分たちも給料を削減については理解はできる。しかしながら、その削減した給与の部分をやはり思惑だけで使っていただかないほうがいいと。やはり目的を持った例えば教育関係、福祉関係に使うのであれば、納得はできるというようなことを言っておられました。今回、追加提案で出されますけれども、今の社会状況の中では本当は一銭でもやはり減らしたくないというのがやはりみんなの考え方ではないかなと思います。そういう貴重な財源が、ただの一般的な部分で使われるよりは、そういう教育、福祉の面で使っていくべきであろうと私は思いますけれども、町長はどう考えられるのかお伺いをいたしたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 先ほどの佐藤議員の質問でも、財政問題に関連して聖域はあるのかというお話をいただきました。

職員が小林議員に対して漠然と削減をするのではなくて、福祉や教育に一つの目的を明確にしたほうがいいのではないのかという意見もあったというふうなことでございます。私自身も、先ほどの答弁でも申しましたけども、給料を下げることをもって財政の悪化を直す主たる改善策にはならない。下げることは当たり前だという議論には、私はちょっとそれは違いますと。しかし、財政状況全体の中で、人件費も手つかずではられないという今の私どもの町の状況を理解いただきたいという考え方でございます。

その点で言いますと、私は副町長を管内でただ一つ置いていません。町長の給料を管内で一番安い給料にしています。その減った2,000万円なりのお金を、福祉や教育にそれだけ特枠で回せるかという今そういう状況でもないということなのであります。その点で言いますと、職員の働く意欲を失わせることなく、そして、町民のために役立つ公務の仕事を全うしていただきながら、そして、財政の再建にみんなで力を合わせて、この数年乗り越えていこうというのが人件費削減の思いでございますので、その点をご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） いろいろと財政的に厳しくなればなるほどやはり手をつけて、本来であれば手をつけるべきでないところまでやはり手をつけていかなければならないというようなことになっていくのかなと。

私も議員やらせていただいて、もう9年目でありますけれども、そういうのは最近になってつくづく感じるところであります。町財政が豊かであれば、本当にみんなニコニコして活動なりいろんな部分で仕事なりも含めて、毎日の生活がされるのかなというような感じを特に強く持つものであります。

次、9点目に入らせていただきます。地域担当職員の配置についてであります。先ほど町長の答弁の中で、今の進め方、考え方なりについて答えがありましたけれども、地域に配置する職員はどのぐらいの数を予定されているのか、仕事のどの辺まで踏み込んで仕事をされるのか、例えば福島県の矢祭町みたいな職員が土日、自宅にいて、町民の方の要望があればいろんな手続きを処理するということまで踏み込んで町長は考えておられるのか、将来的にですけれども、その辺のことについてお答えをいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、福島県の矢祭町のお話をされました。様々な行政改革の先駆的な全国でも地方自治体運営をされている前根本町長の主案の中で、例えば清掃等については、すべて助役以下職員が実施しているという状況でもございますし、その行政職員の数を50名ぐらいまでもっていききたいという考え方も持っていたようでございます。

そして、またこれは職員の自発的なということ的前提にしたというほうがいいと思うのですが、自発的にそれぞれの自宅で受付業務をやらしていただきたいという職員の側の提案があってこそ実現できたというふうに私は当時のあれで理解しておりますけれども、本来的には職務命令できることではございませんので、私は今の現段階ではそのようなことは考えておりません。

ただ、今町内会、実践会、それから職員の中でも、話し合いを大事にさせていただいているというのは、町長がトップダウンで職員に指示をしてやることなのかという私自身の慎重な姿勢も一つはございます。

すなわち、住民と行政のある種パイプ役を果たしていただきたい。単なる葬式や結婚式のお手伝いとか、そういうことではないわけでありまして。行政に住民が日々思い悩んだり、あるいは困っている課題に対して、それらパイプをさらに太いものにしていただきたい。それは、ある意味では自発性も期待されていることではございますので、職務命令でこうすれとか何人配置するという案は、今のところは控えさせていただきましても、いずれにいたしましても、早い時期にそうした願いが町民の思いを、実践会のアンケート等で出

ていますように期待されているものを答える各町内会、実践会あるいは不可能であれば実践会からでも担当職員を配置して、そういう期待に応えてきたというのが私の考え方でございます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） よくわかりました。

いろいろな地域担当職員の配置については、これから内部的な議論の中で進められると思います。

矢祭町のようなやり方が理想的だと言えれば理想的ですけれども、あとは職員の方が自分の仕事の部分も含めてどのくらいやはりできるのかどうかというようなことになっていくのであろうと思います。できればやはり町民の立場に立った中で進めていただきたい。

特に、高齢化社会になりますと、役場に来るやっぱり年寄りの方も非常に大変になってくると思います。そうした部分を地域の担当職員が代わりに「それなら俺が手伝ってやるよ。手続きやってあげるから」というようなそういう気軽なことをお願いをできるような、そういう進め方をしていただきたいと思います。

あと10項目目の総合行政ネットワークシステム（L G W A N）の活用については、先ほどご答弁ありましたので、その件についてはよろしいですけれども、関連で1つだけお伺いをいたしたい。私もいじわるいのかどうかわかりませんが、毎年この住基ネットの関係で質問をさせていただいているのでありますけれども、平成19年度もやはり平成18年と同様なそういう利用件数なのか、昨年はかなり増加したのか、その辺参考までにお伺いをいたしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） 今ご質問をいただきました住基ネットの関係なのですが、実際に町民の方にわたっております住基カードにつきましては、今年から「e - T a x」等の申請で5,000円の税控除等もあることもありまして、現在のところ全町民では22名の方が発行されております。

また、いろいろな制度で、例えば昨年の質問の中でも申し上げましたように、年金やなんかの生存確認やなんか住基コードを使いまして、そういったことをやっているような形になってございますのでご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 質問が10項目にわたりましたので、私自身が時間の関係もあって発言を控えたこともございますから、その中でも私どもの思いも含めて数点お話をさせていただきます。

まずは、5点目であります。特別支援教育については、先ほど管理課長から答弁をさせていただきました。これはまちづくり懇談会等においても、障がいを持ったハンデを持った子どもたちの親御さんが何度か私どものほうに来て、そして、教育長を中心にして受けて、今何とかその保育所も含めて、そういった人たちの支援の輪を広げたいという思いで対応をまいりました。当然、学校でもこれについては学校長を中心しながら、あるいは保育所であれば園長を中心しながら、その対応に苦慮しているところでございます。議員が申されたように、そのご期待に可能な限り答えられるような努力をして予算措置をしてきましたし、また現実の中でそれが非常にまだまだ難しいということであれば、これら



は教育委員会と協議しながら今後も対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、7点目の消防庁舎でございます。総務課長から申し上げました。これはすでに住民の中やあるいは消防団員の皆様方の中にも、様々な議論がございます。そして、建て替えがいいのではないのか、<sup>ぼうろう</sup>望楼を取ってしまったほうがいいのではないのか、あるいは役場の中に入ったほうがいいのではないのかと。そういう議論が、実は世論として様々な中で出てございます。これはしかし、私は早い時期に耐震調査全体の耐震調査をすべきだという指示をさせていただきました。それは思いや単なる危険だというものではなくて、それが根拠に基づいて本当に<sup>ぼうろう</sup>望楼を外すだけで大丈夫なのかということも含めたそういうある種の科学的な調査をまず優先すべきだと。その上で今後の対応を考えるべきだということで判断したことでございますし、その中心に消防職員や総務課長が当たっているということでございます。

そして、地域担当職員等についても、担当の町民課長を中心にして、今それぞれの議論をしているところでございます。できるだけ早くご期待に応えるように、次の具体的な行動の提案をしてまいりたいと思っておりますので、補足というよりはむしろ私自身が答えなければならぬことではございましたので、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） 終わります。

議長（橋本憲治君） 10番、小林一甫君の質問が終わりました。

ここで多少早いですけれども、昼食のため休憩をいたしたいと思っております。午後1時から行いますので、ご参集をお願いしたいと思います。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。

休憩を解き会議を継続いたします。

一般質問に入る前に、先ほど小林議員の一般質問の中で、町民課長から答弁の訂正がありますので答弁をいただきたいと思っております。

町民課長。

町民課長（中山信也君） 午前中の小林議員からのご質問のときに、住基カードの発行枚数の件数について、ご質問をいただきました。ちょっと私のほうで勘違いをして覚えておりまして、2月下旬から3月にかけて5件の住基カードの発行の申請がございまして、現在のところ27件となっておりますので、ご訂正をいただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（橋本憲治君） それでは一般質問を継続いたします。

次は9番、川村進君の発言を許します。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） それでは通告書に則り、一般質問をさせていただきます。

私は、町議会議員に立候補したとき、町民の皆様は町政に無理はないか、無駄がないか、業務委託は正しく行われているだろうか、本当に必要な公共事業が行われているか、町政に「ダメ」「ノー」と言える人が町議会にいらっしゃるかと訴え、そして、私が議員になったとき、「議会は動く」「町は動く」ということを訴えて当選させていただいてもうすぐ1年を迎えようとしています。

これについて、町長の9つの約束、7つの約束とかいろいろ出ていました。そのとき町長は、主役は町民です。そして、町はサービス業であり、職員はサービス業の従業員です。そして、行政は町民の目線によって執り行われるものということを常におっしゃっていたと思います。

それで私は今回の質問、この「町民が主役である」「町民の目線に立った行政」ということについて、中心に3つほど質問させていただきたいと思います。

まず、1番はじめに、町道東1丁目線歩道工事の後処理についてでございます。

昨年の第3回定例会で一般質問をいたしました。町道東1丁目線歩道（旭町）の工事について、この工事は平成12年度から平成16年度の5年間で直営工事により実施されましたが、私の質問に対して町側の回答に納得のいかない部分がありましたので、今回もう一度質問いたします。この工事は「地元住民の声は現況とは違う縁石の切り下げがあった」町側は住民の「縁石の切り下げをしないで」ということ、この違いによって起きた問題で、住民は16万円以上の損害を受け工事のやり直しをしております。この住民の方は高齢で、身体に障がいを持ち、障害者手帳を交付されている方です。

町長は「主役は町民」と言っています。当然、この損害は町が支払うべきものではないかと思いますが答弁をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま町道東1丁目線工事の後処理について、昨年度の第3回定例会に引き続いてのご質問をいただきました。

議員が指摘をしている縁石につきましては、施工する前は住宅前と倉庫前の2カ所が下がっていたものですが、関係者の希望により上げて施工を行ったものと聞いております。これは、当時施工に係ったものから確認をしたところでございます。

この件につきましては、直接関係者と協議を行い、当時の進め方についての説明を行った上で、理解をいただいたものと考えております。

また、昨年度、関係者本人が施工した歩道の切下げ工事につきましても、関係者本人が頼んだものだから、その経費についてはご本人が負担するという返答でございました。

平成12年度から平成16年度の5年間に及ぶ直営工事におきまして、地域の皆様の協力を得ながら進めた工事でございますが、関係者からの苦情等はほかには今のところはございませんでした。今後とも直営事業を含めた事業執行に際しては、地域の皆様の十分な協議を行いながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） これはどのようにお話があってということではありますが、このとき私は直営工事については図面がありません。検査検定はありません。そして、町内会の説明の有無についてはやったはずであるけれども、記録をなければ何もないという説明を受けて、そして、本人が町職員との折衝によって、町では払えるものではないというよう

な意味のこと。そして、これ以上難しい対応は、高齢で行政というものがよくわからないから、そんなに面倒くさいのだったらもう払っていないという返事をしたと本人が言っております。そして、そのときそのあとからいろいろ調べました。そうしたところが、平成12年までにこの土地切り下げがあったときには、隣の商店の駐車場として月1万円で貸していたところでした。

そして、町職員の説明は、私に3者の立ち合いのときの説明では、畑の土が流れるから上げてくれというそういう説明でした。建設課から説明を受けました。ところが畑はありません。そして、この件につきましては着工前の写真が1枚出てきて、であれば畑はあったのかと言ったところ畑はなかったと、町職員がはっきり言っております。

そして、平成19年5月に本町の火山灰販売会社の10t車によって火山灰を入れ、そして、その10t車の半分の堆肥を入れて畑を作ったものです。それなのに町側は、町職員からの説明は、畑の土が流れるから高くしてくれと言ったというそういう説明でした。ところが、ない畑の土が流れるわけではないのです。なぜ、そのような取って付けたような説明になるのかこれは不思議です。そして、このとき説明を受けたのでは、現況に沿って歩道を整備されたと言っております。であれば、当然下がっていたのだから下がったように歩道は整備されるはずなのです。ですから、私が間違っただけなのであれば、できるだけ早く必要な部分だけの切り下げを町側がやってくれば、事は何にも問題は起きなかったはずなのです。それをなかった畑の土が流れるからとか、何も行政についてわからない75歳を過ぎた方に、こう言ったああ言ったそういうことでは町長が言われている町民が主役でないと思います。町職員の保身のために取って付けた私は説明だと思うのです。いかがですか、町長。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） この問題は、すでに平成12年から平成16年度の8年前、もしくは5年前に行ったら直営の事業でありますから、当時の担当課長あるいは担当したものが町職員ではもうすでに実際にはいないという状況の中で、私は担当課長に次のような指示をいたしました。「行政は、例え10年前であっても連帯して責任があるのだと。言っている町民の方が、言っていることが正しいのであれば、適切な処置をなさい。その方がどのような状態であっても、それは無理難題であったり、個人のご都合だけで施工したとすれば、それは町が今後負担するかについての一概にすべて良しということにはならないですよ」という話をしました。

それはとりもなおさず、すべての町民の視点に立つということは、平等であるということです。ですから、議員が言うように障がい、ハンデを持っている方であろうがなかろうが、それは等しく対応するのが行政の基本姿勢でございますから、ある意味では私どもの職員が当事者とお話をして、これはやむなしということの判断で今日に至ったという報告を受けておりますので、もしそのようなことが事実と異なるということであれば、あらためて、これは議会の一般質問というよりは、現実的な対応としてあらためてご本人とお話をさせていただきながら、そして、納得いただく、あるいは私どものほうに過去には過ちがあるとするれば謝罪し、そして、行政が適当な負担をさせていただくということが筋でないかというふうに私はとらえておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） わかりました。

今のお答えでやっていただく、その内容それらはやはり町が押し付けるものではなくて、きちっとすべて今申しました火山灰販売、そこに払われた金額、工事を施工した業者の金額、そして、隣の商店に何年間貸していて、平成12年に工事をはじめるときに、その方とのお話し合いはどういうふうになってあの駐車場の取り止めを行ったか、すべて私はきちっとお調べいただいて払うか払わないかよりも、町職員の姿勢だと思います、私は。

これは、今回もよくお話するのです、先輩議員と。6月に町職員の意識を、横のつながりいろいろきちっと、緊張感を持って行政にというお話、先輩議員がしてくれています。

そして、町長が言われる町民が主役であるということ考えたときには、やはり目線は町民そうだと思います。ですから、この町長がやっていただけということでしたら、やはりきちっとやっていただければ、私は何ら問題はないと思いますのでお願いしますし、納得して次の質問に入らせていただきます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 1つだけお話をさせていただきますけれども、すべての町民に平等であるということは、少なくとも誰それこれ差別なくきちり職員一人ひとりが向き合うというのは当然のことです。そして、おっしゃっていることが当然のことであれば、それは正していかなければなりませんし、それはご本人も含めて勘違いをされている等のことであれば、それは公のお金は支出することができないというのが基本でございますから、言っていることの正当性やあるいは現実的にどうだったのかという確認の中で進めさせていただきますということです。

そして、職員が保身主義だと。これは、私はそういうことがないというふうに信じておりますし、もしそのような立場で職員が対応しているのであれば、町長としてご本人にも謝罪をきちっとしなければならぬというふうに考えておりますので、そのところは川村議員が第三者とし立つことよりも、むしろ私たちはご本人ときちっと向き合っていかなければ、誠実に対応していきたいということでございますので、理解をしていただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） わかりました。

とにかく何も申しません。町側が、行政側が誠意ある対応をお願いしたいと思います。

それでは質問を変えます。

それでは、ゴミ処理とゴミ収集に係るコンテナについて、2つ質問させていただきます。

町民課を中心に、ゴミ収集についてがんばっておられます。12月末に留辺蘂町一般廃棄物処分場に埋めるゴミを搬入しようとした町民が立腹され、私に連絡してきました。

これには、今まで何も言わずに持ち込んでいた品物が北見へと言われたと。町の係員に説明を受けると、産廃処理業者とその車両はこの施設への搬入はできないということでした。町側は、これら産廃許可を受けている者への説明をどうしていたのですかということ。

また、職員は廃棄物の確認、また車両の確認は必要なく、実施していないということです。私は、これは大変必要なことだと思います。あとでお話しますが、この件について町長はどう思われるか、答弁をお願いしたいと思います。

2つ目に、第3回定例会において、コンテナの数量が不足していないかと伺っております。

す。

これについては、町職員は物品管理に甘さはないか、また、物品、備品というものはすべて税金で買われる。税金は町民のお金であると。この件について、答弁をお願いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ゴミ処理とゴミ収集に関するコンテナについて、2点のご質問をいただきました。

1点目の「一般廃棄物処分場への搬入の関係について」でございます。留辺蘂町外2町一般廃棄物処理場につきましては、PFI事業によりまして設置されたもので、施設の設置及び事業の管理のすべてを民間事業者が運営しているところでございます。

この処理場は平成16年4月から北見市、旧留辺蘂町でございますけれども、置戸町、訓子府町民の一般廃棄物の受け入れを行っている施設でございますけれども、開設当初は、町民の方に対する啓発もまだ行き届いていなかったこともありまして、処理のできない廃棄物も搬入され、持ち帰ることになったこともあり、ご迷惑をおかけしていた事例も聞き及んでおります。

その後、管理・運営する民間事業者、各関係自治体担当者などで協議し、搬入される廃棄物の内容及び排出状況などを詳細に聞き取り調査し、許可書を発行するという扱いとしているところでございます。

ご質問がありました事例につきましては、はじめに来庁されたときに搬入される物について内容を確認したところ、解体業務を委託発生した廃棄物であることがわかったために、同じ廃棄物であっても産業廃棄物の扱いになることから、留辺蘂町外2町一般廃棄物処理場には搬入できない廃棄物と取り扱ったところでございます。

産業廃棄物につきましては、一般廃棄物とは異なりまして、事業者の責任において処理することが基本とされ、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物収集運搬業につきましては、北海道が許可する事務でありますので、町からは特に詳しい説明等はしておりませんでしたけれども、産業廃棄物処理関係につきましては、一般廃棄物よりもさらに規制が多くなることから、事案に応じ関係者に対して、今後必要な説明をさせていただきたいと考えているところでございます。

なお、過去に「職員が廃棄物の確認、車両の確認の必要がない」といった点につきましては、あらためて、過去に遡りますけれどもお詫び申し上げ、今後十分注意して事務を進めてまいります。今後におきましては、排出者の依頼に応じ、職員が現地に出向き廃棄物の確認や説明などを徹底してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の「スチールコンテナの数量の関係」でございます。平成19年第3回定例町議会においてもご質問をいただきました資源ごみの収集しているスチールコンテナにつきましては、昨年5月に確認しご報告申し上げましたところでございます。

このスチールコンテナは、平成11年からはじめました町の資源ごみの収集・分別に使用しておりまして、平成11年7月29日に30基、9月28日に40基、翌年、平成12年5月16日に30基、平成16年4月28日に20基を購入し、全部で120基、本町では所有しているところでございます。

数量確認につきましては、本年2月1日に確認しており、北見市リサイクルプラザに空びん輸送用3基、旧留辺蘂町リサイクルセンターに空びん輸送用3基、分別作業用2基、

その他7基、町の旧廃棄物処分場に資源ごみ保管用98基、資源ごみ収集委託業者の敷地内で給食センターの廃棄物保管用などの5基、また、2月1日の確認当日は町内会地区の資源ごみ収集日でありましたので、委託業者の収集車両に2基を使用しておりましたので、合計120基を確認しているところでございます。

また、ご質問の「町職員は物品管理に甘さはないのか」のご指摘でございます。これについて確認の結果、平成4年10月に購入しています大型のスチールコンテナ6基がございます。

大型スチールコンテナを購入した今から15年前の頃でございますけれども、増大するゴミが社会問題になって、資源の有効利用を図ることを目的に、各家庭や町内会、実践会でリサイクル運動の一環として空缶の分別が始まった時代でもございます。当時は、かさばる空缶をいかに効率よく資源の有効利用を図るかということで、空缶圧縮機の1台、大型スチールコンテナ2基、物置を1セットとし全部で3セット分を購入し、栄町役場駐車場、日出地域集会所駐車場、旧廃棄物処理場に設置し、リサイクル運動の一翼を担っていたものでございます。

その後、空缶の中に異物などの混入が目立ち始め、圧縮した缶を業者が引き取らなくなったことから平成10年度で使用を中止しているところでございます。当時、購入した6基の大型スチールコンテナのうち、3基については、現在も旧廃棄物処理場で蛍光管及びフレコンなどの保管用として使用しておりますけれども、残りの3基については、使用の用途もなく、町内栄町大型車両車庫西側等に置いておりましたけれども、役場庁舎及び事務所の引っ越しも重なって、その所在が現在では不明となっております。備品の廃止の手続きもなく、所在が確認できない状況につきましては、議員のご指摘のとおり、ある意味では大変管理に甘さがあるのではないかとおりでございます。あらためて、この場で謝罪を申し上げ、今後におきましては、物品の適正な管理に努めるように、事務改善等を図ってまいりますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 今、大変丁寧に数を、お調べの数字をいただきましたけれども、このときに私は一度しか行ったことありませんけど、旧の焼却炉をしていたときに、まず第一に段ボール、紙類、ビン、缶はアルミ缶、それにスチール缶と5つ、それに鉄くず、タイヤ類、これは野ざらしということでしたけれども、まだほかに5基ほど使われていた記憶があります。

それで、平成4年に買われた6基というの、3基がなくなったというのですが、本来11基あったのではなかろうかと思えます。でも、それはもう20年来経てますから、どのような処理をされたか、しかし、物品に対する甘さ、備品に対する甘さというのは、先ほど来申していますけれども、町職員の意識であろうと思えます。

それで、今回なぜこのゴミが私からもう一度出たかということ。タイムリーに4月1日から北見市に、留辺蘂町で処理をしているプラスチック製の物が、今度は北見市で処理料を1t当たり4万2,800円というふうに道新に報道されまして、今3万円を切っている処理料から一度に1万3,000円ほどの値上がりがあると。そのとき、町職員がきちっとこのゴミ処理についてやっていただかなければ、今言われている町の財政を蝕むものの中に入ってくるのではなかろうかという大きな心配があります。

それで今回燃やすごみについては、トン当たり2,000円ぐらいの値上がりがあるかもしれないと言っていますけれども、今回はもっともっと処理費がかさむ恐れがあるので。ですから、町民課はご苦労かもしれないけれども、もっと厳密に厳正にこの資源ゴミ、また燃やすゴミには対処していただかなければ、これは由々しき問題。一番大切に行政が言う財源を圧迫するものになり兼ねない、そういう心配がありまして私は言っております。

簡単でいいです。今後どのようにされるか、ちょっと町長お願いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 使われなくなった備品につきましては、備品台帳から削除するという事務手続きが必要でございます。当然使われないとっても、なくなったからということにはなりませんので、この点につきましては私どもの甘さということをご指摘のとおりでございますので、私も含めて今後このような備品管理については、当然のことですけれども注意をしておりますのでご理解を賜りたいと思います。

さらに、もう1点目の廃棄物の管理というのはまた別問題でございます。容器包装廃プラスチックが、今まで留辺蘂に入れていたものが北見に持って行かなければならない。そのことによって、処理料がかなりの部分でアップする。

それから、さらには燃えるゴミが、今トン当たり1万6,000円でこの3年間推移してきましたけども、北見から2万5,000円を出せという、一步も引かないという状況がこの何ヵ月間か続いているのも現実でございます。これはもう担当者レベルのお話だけではなくて、置戸町長、訓子府町長、北見市長のそれぞれの自治体の理事者の協議と検討の中で決断をすることありますので、職員は現実的に安心安全の廃棄物処理をどのように事務的に、あるいは具体的に進めていくかということでは、職員あるいは委託先も大変努力しているところでございますけれども、料金等の問題については、我々理事者の責任において北見と事務的な詰めをしながら予算提案させていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） わかりました。

今、僕も驚いたのですが、9,000円も上がるのですか、そうですか。僕は2,500円ぐらい上がるというような認識でしたけども、そんなに上がるのだったらより一層をきちっと分別収集いろいろやっていたらいいかと。どうですか、これは。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、私が申しているのは、燃えるゴミの処理料がトン当たり1万6,500円が2万4,600円になるということでございます。その辺ではより一層というのは、これは料金の設定の自治体間の問題でありますので、日常のゴミ収集の事務、あるいは収集の作業とはまたちょっと意味が違いますので、そこのところはご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） わかります。

しかし、ゴミ減量化というのには取り組んでいるわけですから、町は。ですから、より一層厳しくゴミ減量化を進めてもらわなければならないということで、私の言うのは「ゴミ減量化大作戦」名付けて、要するにやっていたらいいかどうかということです。どうで

すか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私は、ゴミの有料化のときのゴミ課長でございました。そして、町民の皆様の大変なご努力をいただいて、各家庭から焼却炉を一掃し、そして、環境保全のために燃えるゴミは燃やさない。そして、袋で収集をして、そして、軽減化を図っていく、さらには資源ゴミも再利用する考え方で町民の皆様に75回の説明会を開催し、ご理解をいただいているところであります。

その点で申しますと、今一部だというふうに理解しておりますけども、ゴミをドラム缶なんかで燃やしている人も少しずつ見えてきているような状況もありますので、これは本来の今年環境サミットもございますので、原理原則に戻っていただいて、町民はもちろん分別の町民の皆様にご協力を申し上げなければ、ご依頼をしなければなりませんけれども、国民挙げて環境保全のために皆さんで協力していただきたいという行政としてのアピールを今後も引き続き行ってまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） わかりました。

それでは最後の質問に入らせていただきます。

今回、新しい予算書の中に道路整備というのが入っております。この件について、今年度の予算案の中に「幸町道路整備事業」が実施されるとあります。旧ふるさと銀河線駅舎西側に新設される道路と思われます。ふるさと銀河線跡地利用等検討協議会で、当初「道路はなくても良い。つくってくれるなら、それでも良い」という発言だったと思います。それが発展して、新設のための予算が出てまいりました。

これについて、まず道路整備というものは新設ですか。一般的に整備と言うのは、すぐに役立つ状態を整備と言うのだと私は思います。

2つ目、新設されようとしている場所は、一時避難場所に指定されております。この一時避難場所については、どのように認識されているかわかりませんが、除雪交通安全対策等問題もたくさん出てくると思います。

3つ目、またこの町長の公約には、幸町道路整備事業道路新設はなかったと思います。

4つ目に、要望という事項からあった、要請があったということをお聞きしております。そうしますときに、他の町内からもたくさんの要望・要請が出ていると思います。この要請・要望についての優先順位がありますか。町長、お答えをお願いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 道路整備につきまして、とりわけ幸町線の道路整備についてのお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

今回、予算に計上しております幸町線の実測線調査業務、これにつきましては、幸橋の歩道拡幅と、訓子府駅構内を縦断する道路を新設するための調査と合わせて行うものであり、特に道路部分につきましては、交通安全上のことに配慮する必要があることから、線形を含めた調査となっておりますので、この点につきましては、まずご理解をいただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、この道路を新設整備しますと一時避難場所が分断されることや除雪の問題等も懸念されますけれども、これらにつきましては、支障が出ることは許されま



せんので、調査の中で十分に配慮して、最終的な線形の決定をしてまいりたいと考えているところでございます。

町としましては、鉄道で分断されている市街地形成を一体化し、均衡ある市街地整備をするためには、鉄北地域と中心市街地を結ぶこの道路の新設は、必要不可欠なものであると考えておりますので、この点についてはご理解をいただきたいと思っております。

また、ご質問の中でこの調査に係る予算に関連して、私の公約にないことや優先順位についてのご指摘がございましたけれども、議員もご承知のとおり、この道路の新設につきましては、これまで行ってきた議員協議会での意見交換や、ふるさと銀河線跡地利用等検討協議会における意見集約の結果、さらには鉄北地域の代表者から、狭くて危険な幸橋の歩道拡幅と合わせ、縦断道路の整備をお願いしたいとの要望を踏まえながら、最終的には他の路線と比較しても極めて優先度が高いという判断から、今回調査設計の提案をさせていただいたものでございます。ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） この幸町線の橋梁というのは、全員協議会において説明がありませんでした。そして、議案書の中に企画財政課長からの説明で初めてできたもので、全員協議会で説明されないものが何で議会に議案の中に入って出てくるのかこれ不思議なのです、まず第一に。

それから、この要望書を要請書というものは取り扱い要領があり、そして、保管部署があり、保管年月が決められてきちっとした書類上のもので、当然町が受付をして、それらが経路図をもってどこで受付して、どこへ回ってどこが保管するか、保管年限は何かというと、これは公文書の役目をするはずで、そうすると公文書と同等の効力があるものであれば、私たちを見せていただければいいかと思っております。どこでどういうふうに見せていただければいいのかということと、私が住んでいる地区からは過去に4度、私が1度、5度要望書を出しております。

そして、私の友だちの住んでおられる地域からは30年来要望し続けたという道路があります。そのときに、町長が言われる公平性であるとか、それらはどういうふうにお考えかわかりませんが、30年来続けて要望されて、そして、途中で切れてしまって、そのあと進まない道路、そして、私道ということで袋小路に家を建てられないからということで、自分の土地を道路にしたところに町が下水管を埋設した。これはおかしいと思いません。袋小路に家は建てられない、消防法から何からで家が建てられないという家建てた。固定資産税は遠慮なしにかかってくる。道路の整備はしてくれない。そして、下水管を埋設したらその道路がボコボコ春先になると凍上して、何度とって何回も折衝をしても道路を埋め立てしてくれない、直してくれないと。

そして、今回どのようなことでどういうふうにお話が進んだのか、鉄道跡地利用のときに要望があったという、要請があった。そのとき私、町長に「町長何かおやりになる予定がございませうか」と言ったら、町長は「ありません」、そして、企画財政課の係員に、であればその道路を予定するところで何人の人間が通る、車何台の通る予定、どういうふうに計算されているかと言ったら、一切そういうものはまだやっておりませんということでした。

一番大切なことは、国が今道路行政においてやられていることは、まず第一に私の知っ

ている範囲では渋滞解消です。そして、渋滞解消に続いて、それに付随して交通安全対策です。3つ目に、児童・学生の通学路に対しての安全対策ということで道路を整備しているということで、そして、その中に利便性というものは入っていませんでした、僕が調べた感じでは。

ところが、今要望があった何々というその中に、最初はそこに道路があれば便利だ、付けてもらったら都合がいいという話で進んでいたはずです。そこに橋梁の拡幅が入り、歩道の拡張整備というものは何らの話もなかったはずです。なぜここに降って湧いたように出るのか、過去に置いて行かれている私どもが住んでいる地区の道路、これは雨が降る度に問題視されています。それで、もう1つの30年来という道路は、私たちはあえて地名も言いませんし、何も言いませんけども、これはきちっと行政側は知っている道路です。それなのに降って湧いたような道路が予算が付いて、そして、絶対に必要ないと思います。その道路が新設されるのであれば、町民の目線での行政ではないと言わざるを得ません。町民が今まで30年来訴え続けている道路が後回しになって、新設が先になるというそういうようなものではないように思います。

そして、橋梁の拡幅は入っていませんでした。歩道も入っていませんでした。取って付けたような、そういうような気がします。どうですか、町長、お答え願います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 2、3点にわたって、ちょっと丁寧に説明させてもらわなければならないと思います。

まず、1点目です。歴代の町政や町民課等の住民活動の行政のところ、要望事項を毎年取りまとめさせていただきます。これは、町内会長や実践会長を中心にして、各地区の道路やいろんな生活上の問題についての要望事項がたくさんあってまいります。これはまさに、川村議員がおっしゃるとおり、それらについては何とか実施していかなければならない。

そのときに予算がないからできませんという、補助等や起債等の対象にならないからできませんという回答を多くはさせていただいている。それは長さが100m以上ないと補助の対象にならない、起債の対象にならない。

それから、一方では先ほどの質問でもありましたそれを乗り越えるために直営で事業をやらせていただくということを含めて、何とかスピードアップを図りたい。私は町長になってから、担当課長に毎年同じような回答するのであれば意味がないと、できるだけ生活道路については早くスピードアップを上げるようにという指示も含めて、昨年と比較しますと、直営も含めて前向きの道路整備が出てきたというふうに認識しております。

今、川村議員からありますように、町内会からの要望事項で、最近で言いますと平成19年6月8日、西幸町の町内会から歩道橋の設置ということで、幸町線12線の橋が狭く、車の出入りが多くて自転車、人が通行するのに非常に危険が伴うので対策をお願いしたいという要望が出てございます。これがまず1つ。

それから、含めてやるのであればこれらの緊急性と、それから銀河線のもう1点は跡地利用の問題であります。これは川村議員もご出席であったことですからご存知かと思えますけれども、12月に銀河線の跡地利用協議会という会議をさせていただきました。そのときに、私は中心部分の跡地利用をいかに考えたら良いかという提案をさせていただいて、とりわけ訓子府駅構内のありようについての提案をさせていただきました。そのときに、

第1案、第2案、第3案をご提案申し上げて、かなりいろんな立場からのご議論をいただきました。

とりあえずは、ふるさと銀河線の用地の新しい施設を設置するというよりは、まずは南北に道路をつなぐということ、そこをまず一番先に考えましょう。用地確保もいたしましょうという考え方を申し上げて、さらにとりわけ駅構内の相内線から西25号の間をどうするかと。その中でいろいろ議論ございました。小澤商店から北側に突き抜けてほしいという。そこは農協の倉庫や、あるいは小野寺さんの出入り等があって非常に難しいという状況が出されたり、各種の意見の中で第1案である南北道路の貫通を、車道を車が通れるように、あそこの今回提案の東幸町線の12線とつなぐというのが、ほぼ多くの方がそういう意見で町はそのように計画を進めるべきだというご意見をいただきました。私もその点で申しますと、銀河線の跡地利用をどのようにするのかと。もう売ってしまっただけからでは南北道路は造れませんので、まずは跡地利用をどうするかという点では道路をつなごうということで、この第1案をご理解をいただいたということで、しかし、まだまだ課題はございます。

冒頭申しましたように、避難場所や、あそこは補助をいただいて、あの全体のエリアを設置しているところがございますから、いずれにしても、今すぐ今年でも着工できるとか、そういうものではございませんので、いずれにしても、将来に向けて調査をしながら、そして、地元の住民にさらにご理解をいただいて、実施の方向ですという考え方でございますので、決して私自身が道路をその南北に縦断することが政策にマニフェストに上がっていないから、ほかの道路は1本たりともしないなどということとはまた違うということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） この幸町線というものが、新しくできない、造らないというものであれば、町長、150万円の委託料というのはどういうことですか。違うでしょう、これは、町長。ちょっと待ってください。大体、跡地利用の問題については、あのときに一番最初に出たのは、はっきり申し上げます。道路はなくてもいい、そして、造ってくれるのであれば、それでもいいということで話は出ていたはずですが、町長そうでないのですか、どうですか。あまり長く、質問時間なくなってしまうから。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） あの道路については、やらないということではなくて、やるというもちろん方向です。今すぐというふうには言っていませんけれども、それから道路はいらぬなんていう話が、あの銀河線の跡地利用協議会の議論では私は承知していませんし、顛末にもありませんし、川村議員の勘違いではないでしょうか。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 勘違いではなく、これは町長、なかったらなくてもいい、造ってくれるなら造ってもらってもいいという話。僕はいくら耳が悪くても、きちっと聞いております。そして、町長に私は跡地に関して町長が何かやりたいことはありますか、あるのではないですかと。これについては、私は本当は深い意味があったのです。町長は、レールバスを走らせるということを公約に出していました。ですから、私は全員協議会においても、「町長、そう言ったのだから何か跡地で何かやってくださいよ」と、僕ははっきり

言っています。ですから、新しく何かをやって活性化を図るということ。であれば、当然そういうところから入っていただいて、そのときにやってみて本当に必要であれば、道路を新設されるというのが私は筋であろうと思います。はじめに道路はありき、誰が通るかわからない道路、一時避難所を分断してそこに道路ができると、また雪の壁であるとかいろいろいる。

私は、もう68歳ですけど、僕は小学校の6年生のときの謝恩会、昭和27年3月3日、訓子府町において十勝沖地震に遭っています。そのときに一時避難所というのは、全然誰も認識していないときです。下級生はたくさん1年生から5年生までいました。どこに逃げたかわからない。なぜかという、謝恩会で七輪にいっぱい炭で火を起こして汁粉を作っていた。そのときに地震があった。そしたら先生は、とにかく学校を焼いてはいけないということで、火を消すのに逃げるところではなかった。そのときに、下級生や何かどこに逃げたかも確認していません。ところが私の弟もいましたから、一時避難所がきちっとあれば、そこに逃げているから当然安心して火を消すのに力を出せたのです。ですから、この一時避難所というのは生命線なのです。そこに道路が付いた、何か起きたというときに、そこに車がどんどん入ってくる。今度は二次災害、三次災害です。今度は交通安全対策にやってきている。もう何分だ、6分ある大丈夫ですね。町長、一時避難所というのは、これは軽く考えないでください。

私は昭和30年2月13日に私の家から火が出て、昭和14年以来の大火にあって丸裸で逃げています。そのときにも一時避難所なんていうのはありませんから、家族がどこに逃げたかどこに行ったかわからないで半日過ごしています。この一時避難所というのが、そのために設けられたものであって、それを分断して道路を付けられたり、そういう場所では絶対一義的に絶対ないと思われまます。ですから、これはどのように要望があっても要望の優先順位を決定しない付けないということであれば、絶対にお止めいただかなければいけないと思います。

私は、町長が言う「安全で安心の町」というそういうお話をしていたと思います。安心安全というとは、こういう一時避難所、こういうものがきちっとなっていること。消防自動車やら救急車やらいろいろなことも含めて、そういうものがきちっとなっていたときに、はじめて安心安全だと思います。そして、高校のグラウンドが一時避難所に指定されているという総務課の担当者からの説明で私行ってきました。雪がすごい、そして、施錠されている部分があります。もし地震があったときには、あそこの塀、いろいろものが倒れていたら避難はできません、そこへは。事実見てきています。そして、町長も訓子府町にお住まいになってから昭和54年、55年かな、3月に雪解け水で穂波団地、今回整備をされてリフォームされるところに、職員がものすごく集まって、融雪期の大水、暖冬異変ですごい事件があったはずです。そのとき職員が何人も出ているいろいろなことをやりました。僕見ています。ということは、いかにこの一時避難場所が大切であるかということは、認識していただかないといけません。そこに道路は絶対にいりませんし、もし造ろうとされるのであれば、個々に全員にお調べいただいて、私は重ねて申し上げます。一時避難所がいかに大切か、一時避難所に道路は造るべきではない、そう申し上げます。いかがですか。

議長（橋本憲治君） 町長。残り3分になっていますので。

町長（菊池一春君） 簡単に申し上げます。

公が道路を造る場合において、避難所を回避あるいは変更する等については、防災会議に諮った上でのございますので、それがなければ非常に難しい。だから、当然そこに道路を造るということは、それらに対する対応も当然求められるということは、当たり前のございますので、それはこれから努力をしてまいります。

それから、2点目です。私自身がバスを走らせると言ったことについては、これはこういう言い方でありませす。一度1市6町の自治体の町村長が決断したことを覆すということは非常に難しいと。しかし、TMRも含めたバス等の走らせることについても可能性を追求したいということでありませす。これは山本議員の質問に対しても、行政報告でも申しませすように、近隣の陸別町、北見市、置戸町の町長に確認しても、これは非常にできないという判断の中で、道路の切り下げや、あるいは切断ということの決断を行政報告でもさせたいたいしているところのございますからご理解をいたしたいたい。

それから、利用者等の検討会議で発言がいろいろ出ませす。川村議員は、道路整備はいろいろの影響が出る、しかし、スピード感が必要だという発言をさせたいたい。私のところのこれはもう全然変更してませすから、各町内会長からも東西幸町の中心にも位置し、南北貫通をぜひしてほしいと、するほうが良いという意見。また、予算的に可能であれば、第1案というのは先程言った私どもの今の提案でありませす。しかし、ロータリーの接続部分が交通安全上心配であるけれども、第1案が良いのではないかと。さらには、障害者団体のほうからは、第1案に賛成、そして、交通安全協会等に所属している町内会長は第1案に賛成だということと、全体として今後、第1案を進めるということをあの場で全員で確認したというのが、その会議の正当な理由のございますので、そのところは川村議員、私は嘘は申しませすつもりはございませすので、ご理解をいたしたいたいと思ひませす。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） ありがとうございます。また、質問させたいたいませす。終わります。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君の質問が終わりました。

ここで午後2時15分まで休憩をいたしたいたいと思ひませす。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り議会を再開いたしたいたいませす。

先ほど、川村議員の一般質問の中で、町長から答弁の修正がございますので、答弁をいたしたいたいと思ひませす。

町長。

町長（菊池一春君） 議長のお許しをいたしたいたいませすので、川村議員の説明に、私の答弁の誤りがございませすので訂正をさせたいたいませす。

先ほど、本来「DMV」と発言をするところを、次の西山議員の質問にありませす「TMR」というふうに言ひませすました。正しくは「DMV」「デュアル・モード・ビークル」の過ちでございませすましたので、ご理解をいたしたいたいと思ひませす。

議長（橋本憲治君） 引き続き、一般質問を継続いたします。

次に2番、西山由美子君の発言を許します。

2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 通告書に従いまして、町長にご質問いたします。

まず最初に、福祉政策に携わる民生委員の役割と位置付けについて。

本町の地域に配置されている19名の民生委員は、昭和23年に制定された民生委員法に基づき、民間の奉仕者として、社会福祉の増進に務めることを任務として、厚生労働大臣から委嘱されています。この60年間の間に日本の社会状況はめまぐるしく変化し、人々の家族構成や親子のつながりも多様化し、多くの問題を抱えています。また、高齢化による独居老人も増え、地域の民生委員の役割は一層強く求められていると思うが、今後の充実した福祉業務を進めるために、住民と民生委員と自治体がどのような連携をとっていくのか、次の5点について町長の考えを伺います。

1つ目は、高齢者への対応についてです。

2つ目は、児童問題への対応と要保護児童対策地域協議会の設置についてです。

3つ目は、ふれあい推進事業の活用状況について。

4つ目は、里親制度の周知について。

5つ目は、町内会活動と民生委員の連携と協力体制についてであります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま福祉政策に係わる民生委員の役割と位置付けについて、5点のご質問をいただきました。

まず、1点目の「高齢者への対応について」のお尋ねでございます。本町におきましても、高齢化が進み、人口に占める65歳以上の割合は28%を超え、今後、さらに増加するものと予想されております。

また、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯も増加しており、あらゆる角度からの見守りが必要であると考えているところでございました。

こうした中であって、議員ご指摘のとおり、民生委員の役割は益々重要になってくると思っておりますので、今後も町との一層の連携を深めながら、高齢者対策に取り組む必要があると考えているところでございます。

次に、2点目の「児童問題への対応と要保護児童対策地域協議会の設置について」のお尋ねでございます。民生委員は児童福祉法の規定によりまして、児童委員も兼ねることとされており、児童問題にも積極的に取り組んでいただいているところでございます。

また、本町におきましては、2名の主任児童委員が配置されており、学校や各種児童施設などに積極的に関わっていただいているところでございます。

要保護児童対策地域協議会の設置につきましては、児童相談業務が市町村の業務とされたことによりまして、協議会の設置を求められてきておりますので、今後、児童相談所など等の関係機関と協議しながら、平成20年度の設置に向けて前向きに検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

3点目の「ふれあい推進事業の活用状況について」とのお尋ねですが、41名のふれあい推進委員が民生委員との連携のもと、高齢者や障害のある方などの福祉サービスを必要とする方の情報の把握に努められているところでございます。

寄せられた情報は民生委員に伝えられ、住民が必要なサービスを受けることができるように対応していただいているところでございます。

また、民生委員や健康推進員などとともに、介護予防研修会や認知症サポーター養成講座などにも参加をいただきながら、住民の健康や介護予防といった活動もしていただいているところでございます。

4点目の「里親制度の周知について」とのお尋ねですが、様々な事情により各家庭で生活できない子どもたちを受け入れ、養育する里親制度は、こうした子どもたちの健全な成長には欠かせない存在となっているところでございます。

本町では、10月の里親月間にあわせて、広報誌での周知を行っていますけれども、今後におきましても、広く皆様に制度を知っていただくための周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の「町内会活動と民生委員の連携と協力体制について」とのお尋ねですが、1点目でお尋ねのあった「高齢者への対応について」の中でもお答えしましたように、一人暮らしの高齢者や、高齢夫婦世帯も増加しているほか、障がいのある方や子どもたちに対しても、あらゆる角度からの見守りが必要であると考えているところでございます。こうした見守りや支援は、行政だけでは到底できるものではなくて、民生委員や町内会、実践会、社会福祉協議会、さらにはボランティアなどとの連携が必要であると強く認識をしているところでございますので、町政執行方針の中でも申し上げましたとおり、町民と行政の協働により「地域で支えあう」仕組み作りは、今年度の重要課題というふうにとらえておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 私が民生委員のことで、今回取り上げると思ったのには2つのきっかけがございました。

1つは、なるべく議員になってから多くの町民の方とお話する機会を設けねばと思って、自ら出向いているわけですが、その中で選挙のときにとても気になっていた80歳半ばのご婦人がいらして、今回ちょっと尋ねてみたのですが、一人で暮らしていてとても体が不自由そうなのですがいろんなお話をしてくださしまして、その中で「昔はやはり家族がみんな一緒に暮らしていて、地域の人も寄り合って暮らしていたから寂しいことはなかったけれども、今はみんな家族がバラバラに住んでいて、地域でもあまり行き来がなくて、でも、私は息子が毎日様子を見に来てくれるし、民生委員の方も顔を見に来てくれるんだよ。だから、寂しくはないんだよ」と静かに語ってくれたことがとても印象的でした。

そのほかに、全く知らないご夫婦だったのですが、70代のご主人が5年前から認知症となりまして、だんだんその症状が重くなっていくのです。奥様が介護しているのですが、だんだん負担が重くなっていく、でも、なかなか役場のほうに自分のほうから足が向けられないと、やっぱりためらいもあるということで、そこへたまたま民生委員の方が訪問してくださって、「相談をして認定を受けてデイサービスも受けれるようになったのですよ」そういう現場の声を聞きまして私も今まで抱いていた民生委員という「ちょっと民生委員にかかっているんだよ」とか、よく負担的に思うのかなと思えば、今の時代、始まったその60年前と違ひましてとても平和なのだけれども、やはり家族のあり方とかどんどん変わっていて、地域の中の民生委員の役割というのはまた新たに求められているので

はないかなと思いました。

そして、またもう1点は町外の方から「訓子府で里親になる人はいないかい」と声をかけられたのです。訓子府で今登録しているのは1件だけで、その話を聞いたときに、私も実は子育てが終わって、老後というよりもその残りの人生を考えたときに、里親制度ってとても足りないという記事を読んだときに、考えて家族ともちょっと相談したことをあつたのです。でも、どこでそういう制度について詳しく聞いてかよくわからなくてそのままになっていたのですが、今回そのこともありまして、北見児童相談所に行っているいろいろお話を伺ってきました。その中で偶然にもと言うか、「その里親制度の周知も民生委員、児童委員の役割と言うか仕事に入っているのですよ」ということをお伺いしました。でも、なかなか北海道もお金がなくてパンフレットを作る予算がなかったりで、今、道東地方に「くるみ里親会」って、とても北海道では強い組織らしいのですが、「そこできちっとしたパンフレットを作って、まだ全部の人にはわたってないのしょうけども、そういう周知をこれからするのですよ」というお話を伺いました。

所長さんといろいろお話しているうちに、私が訓子府から児童のことで相談事とかあるのですかと何気なく聞いたのです。そうしましたら、所長さんが平成18年度のいろんな調査の結果を示してくれた調査書を見まして、訓子府町の養護相談が16件もあったと。所長さんも驚いていらっしまったのですが、養護相談というのは詳しくはわかりませんが、中には虐待も含まれていたり、要するに子どもが緊急に養護をしなければいけないような相談事なのですが、近隣の町村に比べるとダントツに多かったのです。それで一見平和そうに見えるわが町でも、やっぱり家庭の中は見えませんが、いろんな相談事と言うか、問題があるのだなということをおも強く認識したわけです。

そのほかに、資料の中に管内の民生委員の人数と言いますか、その表があったのですが、訓子府町は今5,900人ぐらいの、このときは平成19年度でしたけど、人口で今町長がおっしゃられたように、民生児童委員が17人、主任児童委員が2人です。でも、他町村に比べると若干少ないのです。清里町は4,800人ぐらいですけど、全部で21人いますし、人数の問題かどうかちょっとわかりませんが、こういう民生委員の人数というのはどこで決められるのか、また現場ではこれからどんどん要請が多く強くなるとしたら訓子府の場合、少ないという声が上がっていないかどうかお尋ねいたしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま民生委員の数の件でございますけれども、民生委員を配置するというのは、訓子府の基準でいけば民生児童委員の定数は39人以下、主任児童委員の定数は2人ということになっております。

それで配置基準というのがございまして、世帯数でいきますと70世帯から200世帯までの間のいずれかの世帯ごとに民生委員児童委員が1名というのが、これが基準でございます。

それで訓子府町の実態から申し上げますと、19人の民生委員の中で一番多く世帯数を所管している方で207世帯、少ないところで61世帯というような実態になってございます。それで民生委員の人数ですけども、単純に世帯数だけでは割り切れない部分もいろいろとあると思うのです。例えばその町の面積ですとか、そういうような要素がかなりいろいろあるのかなというふうにも思います。それで多いか少ないかと問われますと、これ



がどうなのかとも思いますけれども、今のところ民生委員には非常にご苦勞はいただいているというのは十分認識しているわけでございますけれども、住民からのそういう民生委員が少ないのではないかというような苦情は私どものところには届いていないということもございますので、今年の11月に再任されたばかりですので、少なくともこれから3年間は現行体制で進めていくというような形になるのかなというふうに思います。

それと児童相談所のお話がありました。昨年16件、養護児童があったということですけども、ここの部分も多い少ないというのがあって、児童相談所の所長さんが訓子府が非常に多いという見解を示されたそうですけれども、私ども感じるころは、訓子府町は非常に保健師の活動が活発であると。そういう部分で、情報が入った中ですぐに調査に向くと。多少でも問題があれば、すぐ児童相談所につなぐというようなそういうような対応をとっているというのも一因かなというような、そんなような認識でございます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） わかりました。

それではこの民生委員の数というのは、町民の方から要望と言うよりも、民生委員の方が実際に活動する中で、例えばとても負担が多いとか、そういう要望があれば増やすことはできるということですか、そういう認識でよろしいですか。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 先ほど申し上げましたように、訓子府町の基準でいけば39名以下ということで、その中で現行19名体制でございますから、この次の一斉改選のときに増やそうと思えば、それは可能なのかなというふうに思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） よくわかりました。

あと里親問題ですが、この周知に関してはその予算がないということと、自治体もどちらかという児童相談所任せにしているという今の現状がわかったのですが、福祉というのはお金をかけるばかりではなくて、一番大切なのは人と人とが関わる仕事ですから、人材の育成というのがとても大事なのではないかなと思うのです。それで今のところ課長がおっしゃいましたように、訓子府の地域では民生委員の働きがとてもこまめに動いているので、きっと大きな問題もないと思いますが、今都会では民生委員のなり手がなくて、というのはやはり原則として給料、報酬等がなくて、実費的な活動費が当たるぐらいで、あと他人のプライバシーをやっぱり知らせられますよね。守秘義務というのを課せられますから、やっぱり誰でもができる仕事ではないということで、都会ではかなり民生委員のなり手がなくて、そういう状態だということは伺っています。

これから、訓子府町ももっと若い世代に引き継いでいくためにも、例えば民生委員の仕事をもっと理解してもらうような講座とか、そういう周知の方法です。

あと先ほど言いました里親制度も今全国に3万5,000人ぐらいの親がいなかったり、また本当に当たり前の養育を受けられない児童がたぶん実数にしたらもっといるのではないかなと思うのです。それが実際は9割近くが養護施設とか、施設で暮らしているわけですが、どこの施設も今満杯の状態に入れなくて里親のもとで暮らしている子どもさんも、やはり里親の登録が少ないと子どもたちの選択の幅が狭まってしまうのです。いろんな家庭の事情で年齢差もありますし、この子はどういう里親さんをお願いしたらいいのかという

そういう選択の条件を広めるためにも、福祉の町の訓子府としてぜひ多くの里親さんを育てるといふその一つのまちの姿勢というのですか、そういうことができたらいいなと私は調査していく中で強く感じたのです。里親というのが必ずしも子育て終わった人に限らず、子育てしている人も可能ですから、やっぱり気持ちがあれば学んでいけば、どういうことかということがわかれば賛成する人も出てくるのではないかと。

あと今国の予算が通れば、来年度から里親の養育費の支給の内容も変わります。大幅に上がりますけど、ただ、これは一人いくら養育費をもらえるという計算でされてしまうと、これはまた別の問題が起きてしまうので、あくまでもその前にやはり家庭的に恵まれない子どもたちを普通の家庭で育てるといふことをやっぱり地域、もっと広げてみれば国民がやっぱり意識を持って数少ない子どもたちを一人でも当たり前の幸せを与えてあげられるように、そういう地域ぐるみの努力が必要なのではないかなと思いますので、ぜひ人材育成ということで、これからちょっと力を入れていただきたいなと思いました。

あとは、5番目の町内会活動との民生委員との関わりですが、これは一番身近な対策としてこの間の福祉灯油ですか、これが一番私が直接見た民生委員の働きかけ、町内会にも働きかけをしていましたが、私はまだ自分の住んでいる地域しか見ていませんが、100%申請を目指そうということで、ちょっと民生委員ともいろいろお話を伺ったのですが、ただやっぱり今回の措置として、該当者に通知が行っていません。法律にかかるという町長の説明がございましたけれども、やはりいくら民生委員であれ、例えば「あなたが非課税なのかい」というふうに直接は聞かれませんかから、たぶんこの方とこの方とこの方が該当するのではないかと予測のもとで、「とりあえずは申請に行ってください」という声かけをして、かなりご苦労されたようなのです。私も係の方にいろいろ、「例えば家族が側にいなくて、自分で申請なかなか行けない方の場合どうするのですか」と係の方に聞きましたら、「それは民生委員の方が代わりに申請書を出せるのですよ」と言ったのです。それでしたら最初のチラシの中に、そういうこともチラッと書いていただければ、もうちょっと対応が違うのかなとも思いました。法律のことをどんどん言われると何も言えなくなりますが、できればあの人を受け入れて、自主的に「私はこの福祉灯油といたしませんよ」という方は別として、やっぱりできるだけ100%に近い確率で受給できるようにするためにも、やはり積極的な取り組み、対応が必要だったのではないかなと私は思いますが、町長はいかがでしょう。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 何点かにわたってご質問をいただきました。

民生委員、主任児童委員含めて19名の委員の方が、都市だけではなくて私どもの町も非常にご無理を申し上げて、お願いをし理解をしていただいて、その任に当たっているのが現実でございます。その点で言いますと、議員も言っておられましたように、守秘義務や人の知ってはなかなか気が重いことも含めて、相談に当たったり励ましたりという仕事は非常に端で考えている以上に変なものがあるというふうに私自身も認識いたしておりますし、これがまた19名が少ないということであれば、ある意味では前向きに今後検討していかなければならないというふうに理解しているところでございます。

同時に、里親制度の問題の周知も含めて、民生委員の仕事の一つだということもございますけど、これは北海道がお金がないからということだけではなくて、国や北海道、市町村

自治体含めて、この里親制度の必要性については、児童相談所を含めてお互いの責任としてそういう努力をこれからしていかなければならないのではないかとこのように考えているところでございます。

現実には、児童相談所の児童だけの問題ではなくて、高齢者の問題にしても、ここ数ヶ月の間に一人暮らしの病床悪化の人の通報があったり、あるいは高齢の方で一人暮らしでうんぬんということで民生委員や、あるいは町内会、あるいは実践会の人から町に通報があり、深夜にかけて保健師も含めて病院まで連れて行き、そして、またご家族に連絡したりとか、いろんな状況が今増えてきておりますので、それは表には出てきておりませんが、地域の住民の皆様の方と、そして、私ども行政職員がいろんな意味でできる限りのことをさせていただいている。そのことが、児童相談所に相談件数が多かったり、それから、あるいは関係機関との協議が訓子府が多いというのは、決して恥ずかしいことではないというふうにとらえておりますので、しかし、今議員ご指摘のように、地域の連携システム、冒頭申しましたようにこれからどうするのかと、これは大変な問題であります。

国土交通省は、今日本の国土社会のありようで、コンパクトシティという構想も中間報告で出しております。長野県や寒村の地域では、高齢の人の一人暮らしが点在しているという人を町の中心に集めて、医療や福祉を効率的に行うという方針も何か練っているというお話も聞こえてきていますけれども、そのことがいいか悪いかは別でございますけれども、しかし、これからまさに30%を越えるであろう60歳以上の方たちを支えていく仕組みをつくっていかねばならない。

私の行政報告、福祉灯油に対して、河端議員からもご質問をいただきました。おそらく、この福祉灯油のことで日々の業務を行っているものが誰よりも歯がゆかったり、苦しい思いをして何とかこの施策を対象の住民に広げていこうということで、努力しているものということで確信しております。しかし、現実的にはなかなか多い壁がございます。

私は、あえて河端議員に課題というふうに申し上げました。それはきめ細かな福祉サービスをするために、この守秘義務あるいは情報、個人のプライバシー保護の問題と、きめ細かな福祉サービスどのようにしていくかということの具体的な仕組みをこれから行政は求められているのだというふうに私自身は思っておりますので、その点では議員のご指摘のとおり、平成20年度はそうしたボランティアも含めた各種委員、そして、先ほど紹介出していましたふれあい推進事業等のより現実的な具体的な推進を含めた対応が今求められていると思っておりますので、またいろんな意味でお力添えとご理解を賜りたいと思いません。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 今町長のおっしゃったように、福祉というのはとても問題が複雑ですから、高齢者の問題にしても、児童の問題にしても何通りという対応というのは無理であって、その家庭家庭で対応の仕方が違うので、たぶんその業務に携わっている人たちのいろんな責任問題とか、肩に係る重責は本当に思いと思うのですが、この6,000人弱の小さな町だからこそ、やっぱり同じ民生委員でも「あの人が来てくれる」という安心感もありますし、福祉を受けるものも、それから携わるものも一番距離的には理想的なつながりを持てるのではないかと思います。だから、訓子府の町は福祉に力が入って、これはもっともっと大きく自信持っていっていいのではないかと思います。できるだけそ

のことを、例えば民生委員の仕事にしる、多くの町民の方に理解をしてもらって、そして、さっきのふれあいチームではないですけど、1人でやることをやっぱり2人、3人でやっていたらやっぱりもっと違う情報も入ってきますし、肩の荷も軽くなるのではないかと思いますので、そこら辺がやっぱり協働のまちづくりの中に、福祉の課せられた問題というのか、それを一緒に町民とやっていくということが、これからの大きな課題でないかと思えます。

次の質問に移ります。

本町の酪農畜産業についてです。

家畜の飼料となる穀物や配合飼料の高騰が続く中、国内の畜産・酪農家は厳しい経営を強いられています。そんな中、町内の6戸の酪農家がTMRセンターを設立し、今年の夏ごろから稼働する予定であります。次の2点について町長の考えを伺います。

1点目は、本町の酪農・畜産業の実態とTMRセンター設立の経緯と現況について。

2点目は、TMRセンターがこれからの酪農業に果たす役割と町ができる支援策について、お伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 本町の酪農畜産業の現状認識と今年スタートするTMRセンターについてお答えさせていただきます。

1点目の「本町の酪農畜産業の実態について」のお尋ねでございますけれども、平成18年度以降、とうもろこしの主産地であるアメリカでのバイオエタノール生産向けの需要拡大や海上運賃の上昇による配合飼料価格の高騰に加えて、原油高の影響から肥料等生産資材価格も上昇しており、酪農畜産業の経営は大変厳しい状況になってございます。

平成19年の酪農家の収支については、約3分の2の経営において、貯金の取り崩しなどの対応を要しており、次年度以降、乳価引き上げは決まっているものの、依然として飼料価格や生産資材の高騰が続くことは確実で、予断を許さない状況と認識しているところでございます。

2点目の「TMRセンター」に関するお尋ねでございますけれども、設立の経過につきましては、平成16年に酪農家有志で「今後の訓子府酪農を考える会」を発足し、将来にわたって酪農家戸数を減らさないためにどうすべきかを話し合った中で、この構想が生まれました。

その後、設立準備会を結成し、全戸説明会など具体的協議を経て、平成19年3月、6戸による法人が設立され、補助事業を活用しながら機械の導入や施設建設もほぼ終了し、現在、今年6月の本格稼働に向け準備作業を実施していると伺っているところでございます。

TMRセンターが酪農業に果たす役割につきましては、計画的な生産による良質飼料供給の核として期待されますとともに、労働力雇用による地域活性化や新規就農の養成機関としての役割、女性労働力軽減による後継者対策、高齢者が長く酪農を継続することが可能となるなど、その期待には大きいというふうに考えているところでございます。

TMR構想が具体化した後、搾乳制限や穀物の高騰など、大きな環境の変化があった中、6戸が結束して前向きに取り組んできた経緯は承知しており、町といたしましても農業委員会と連携し、法人化育成事業による先進地調査や認定農業者への誘導、資金利用計画の

調製等を実施してまいりましたけれども、今後も「地域の酪農経営を支えるサービス事業体」として発展していくことを期待しておりますので、法人の経営について関係機関と連携し協力・支援していく考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 北海道の動物はと聞くと、きっと内地の子どもたちは熊か牛を言うのではないかと思うのですが、北海道の酪農は全国の主要頭数は31%を占めて、生乳の生産量は46%だそうです。主要戸数は、この30年間で3分の1に減少しましたが、主要頭数は逆に40%増加していて、つまり1戸の主要頭数が増えていったということです。牛も乳量がかなり2倍近く上がっているというそういう現状ですが、私事ながらこの30年間、豚からはじめて鶏を飼ってしまして、最初の頃は山内課長に聞くのを忘れたのですが、何戸ぐらいあったかわかりませんが、たぶん養豚組合や養鶏組合がありましたから数十戸あったと思うのですが、今は町内で豚を飼っているのが1戸、鶏を飼っているのが2戸で、もう目にも止まらない、なくなってしまった状態ですが、せめて牛の酪農の部分がかこれ以上なくならないようにということと、私自身が牛がとても大きいのであまり今まで近づいたことがなくて、今回12月の定例会でTMRのことを知りまして、そのことがどういうことかもさっぱりわからなかったので、現地調査にちょっと伺って来ました。6戸のうち4戸の方とお話することができまして、最初は私も予算を見て6戸に対して7,000万円もかと単純にそう思ってしまったのですが、TMRの方たちとお話をしていくうちに、まず訓子府の場合すごく特徴的なのが年代が3世代わたっているのです。30代、40代、50代と。それは若手の人たちが「すごく勉強になるんですよ」と、経験踏んでいる40代、50代の人からもいろんなことを教わるし、とにかく皆さん目を輝かせて、それには町長がおっしゃったように、4年間の議論の積み重ねがあって今日に至ったわけですから、あと地域も西富と柏丘2件、開盛2件、大谷とちょっと地域的にもバラバラです。でも、逆にもっとたくさんいた人たちで話し合いが煮詰まっていくうちにこの6戸が最終的に残ったわけですけども、いろんなデメリットを考えると、きっとすくんでしまうような状態でも、皆さんすごく将来に夢をもって、すごくいきいきといろんなこと話してくださいました。

そして、TMRセンターのメリットとしては、先ほど町長がおっしゃいましたように、農作業が効率化できるということ、良質の粗飼料が確保できるということ、あと経費が節減できる、それから産乳量が増加する、労働時間が短縮できる、それから経営管理意識の向上が期待できる、デメリットも同じぐらいいろいろ心配ごとはあるのですが、今回はあえて触れません。それはやっぱり6戸の方がもう走り出して、後ろを見てられない。とにかく1戸でもそこから離脱すると、もうこの予算をかけたことがダメになってしまうし、6戸の方たちは自分たちのことだけではなくて、先ほど出発点がこれからの訓子府の酪農をどうするかというそこから始まったので、お互いの経営の内容です。借金も含めて全部お互いに内容を公表してあって、議論が煮詰まっていますので、今後、例えばとにかく良いTMR、配合飼料を作るとのこと。そして、それによって乳質を高め乳量もアップして、できるだけ今の施設だとあと10戸までは大丈夫だとおっしゃっていましたから、やっぱりそういう人たちを増やすということ。

それから新規就農者でも、共同でこういう機械が使えるので就農者も受け入れることで

きるのではないかと、将来的にはブランドの牛乳を出したいなとか、たくさん夢を語ってくれました。ちょうど私がお話を伺いにいったときは、「これから町長にみんなで会ってくるんですよ」と言っていました。

再度、町長に今後担い手育成のことも含めて、このTMRセンターに関して、酪農家がこれ以上減らないためにも、町ができることはどういうことなのか。また、その6人の方とお会いして町長の率直な感想をお聞かせください。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 酪農家の代表の稲邊文男さん以下5戸の、含めて6戸の代表の皆さんが、先般私のところに訪問していただきました。

議員もご案内のとおり、現状の酪農の状況は極めて厳しいものがございます。一昨年の末現在でトン当たり3万8,000円だったとうもろこし、あるいは配合飼料が1年で4万5,000円に跳ね上がったということだけを考えていても、農業全体と言うよりも酪農業、肉牛等の飼育している人たちの状況の厳しさというのは、素人のような私が申すまでもなく大変な状況中、しかもそういう状況の中でこの6の方がもう後ろに引けないと、めいっばいががんばるといことで、しかも将来的には新規雇用や、あるいは女性の作業の軽減、そして、良質な牛乳や飼料を生産し、できれば様子見をしている仲間たちをさらに増やしていきたいんだと。そういう厳しい状況の中で、やろうとしているこの6の皆様と言うよりも、ご家族を含めたこのセンターの方法を可能な限り私どもは支援し、そして、見つめていきたい。今の状況では即座に行政が手を出したり、あるいは金銭的な助成をするということが本当にいいのかということもありますけれども、まずは色んな困難を乗り越えて、この新しくできた合同会社ですけども、K'sフィールドサービスという農業法人でございますけども、農業委員会や関係団体ともに育成を見守りながら励ましていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） そうですね。私も、6戸の方以外の方からもちょっと話を聞いたのですが、聞いた中では1人の方は「やりたい人がやればいいのではない」という回答だったのですが、それも1つなのです。なぜかと言うと、農業というのは、やっぱりみんな自分の考えでやってきた歴史がありますから、だからそれも決して投げやりなのではなくて、1つの考えだなと私は受け止めました。

もう1人の方は、「振興会としても本当にぜひ応援しているのですよ」と。その家はフリーストールで、はじめて見せてもらったのですが、「これがTMRだよ」とって、餌をとっても良い発酵の匂いがして、こういう餌がこのセンターでできて、ゆくゆくはその飼料としても販売できれば収入につながるしなど、私もわからない中でもとても夢を描くことができましたので、これからも町としてもぜひ応援していただきたいと思います。

時間がありませんので、3問目の教育問題について、教育長にお伺いいたします。

先ほど、小林副議長からの質問でも答弁されましたのでちょっと重複しますが、今年から訓子府小学校に「特別支援教育支援員」が1名配置されることになりましたが、2点について教育長の考えをお伺いします。

1点目は、支援員とは、どのような資格、体験があるのか。と言うよりも、訓子府小学校はどのような資格のある人を採用するのかお伺いいたします。

2点目は、訓小の特別支援学級の実態と担任教師との連携についてです。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） ただいま「教育問題」について、2点のお尋ねがありましたのでお答えします。

1点目の支援員とは、どのような資格、体験があるのか、訓子府小学校ではどのような方を採用するのかということでお尋ねがありました。支援員は、学習面や生活面で特別な支援が必要な児童生徒に対しまして、授業における教示や指示の補完・補充をするとともに、授業の準備や後片付けの援助をしたり、学校における日常生活、動作の介助などを行う役割りでございます。法的には支援員として、資格や体験を有する必要はございませんので、支援を行う対象の児童生徒の実態や学校の体制などによりまして、その状況に応じて資格や経験を有する支援員を配置することも必要かと考えております。

次に、2点目でございますけども、「訓小の特別支援学級の実態と担任教師との連携」についてお尋ねがございました。特別支援学級の実態につきましては、平成20年度の学級編成におきましては、情緒障害学級・知的障害学級・肢体不自由学級、ことばの教室の4学級でございます。児童数につきましては、情緒5名、知的5名、それぞれ1年・3年・4年生の在籍で各5名ずつということになってございます。肢体不自由学級につきましては、3年生が1名、ことばの教室は2年生が1名でございます。合計12名の在籍となります。学年別に言いますと、1年生で5名、1年生と言うのは新入生です。2年生が1名、3年生が4名、4年生2名、合計12名ということになってございます。また、このほかに、現在、ことばの教室に幼稚園児を含めまして19名の児童が通級、これは通う通級をしております。その中で、発音等の言葉の学習を重ねているところでございます。

このような状況におきまして、担任教師との連携につきましては、特殊支援学級に在籍している児童の担任は、特殊支援学級の教員が担任となりますが、児童の状況によっては対応が細かに異なることもございます。また、普通学級で授業等を受けることもございますので、そのときには、特別支援学級の担任と普通学級の担任との間で、子どもの指導の状況に応じて情報交換をして、指導の方法の確認をし合ったりして、齟齬のないように配慮をして行っていることになってございます。

以上、2点にわたりお答えしましたので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） このことにつきましては、訓子府小学校の校長先生に再度、所管事務調査でも若干お話は伺っていたのですが、先日伺ってきました。現場では、やはり教員の数は足りない、ただ訓子府の場合は、予算でも私もわかったのですが、「臨時の教職員を小学校と中学校に1名ずつ配置してくれて、そういうところはあまりないのですよ」ということで、訓子府の場合は保育園や幼稚園、その縦の連携がとてよくできていて、だから入学前にもその保護者の方と学校側がその子に対する対応を話し合うことができるので、今のところはとてやりやすいと言ったら変ですけども、その支援も助かっているという話は聞きました。

ただし、これだけ12人ですよ。それぞれの障がいの程度とか、いろいろ違うわけですから手は足りないのかなと思います。今後、この今1人となってますが、訓小でもう1人ほしいとか、中学校でもほしいという要望があった場合に、これは増やせるのかど

うか、それが1点と、あと今訓子府には訓子府小学校と居武士小学校、2校ありますが、例えばこういう障がいを持つ親御さんだけとは限らず、保護者の方が「うちの子は少数学校の方がいいわ」というふうにして、区域に関係なくして学校を選ぶことができるのかどうか、その2点お尋ねいたします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 今2点にわたりお尋ねがありました。

まず、1点目の支援員の増員についてのお尋ねがあったかと思えます。確かに議員もご指摘のように、12名のお子様に対して今5人の教諭が当たっているわけですが、さらに今議会で提案させていただいております支援員1名の予算をご承認いただきますれば、1名の支援員を加えて6名で対応するということになるかと思えます。6人になっても、お子さんが10人、しかも障がいの内容が違う、個々のお子様で状況も違う中で、学年もまたがった学級を運営しなければならない。そういう中では、非常になかなか厳しいものがあると思えます。

また、親御さんもきめ細やかな教育を求めてらっしゃいますので、この5名プラス1名の体制でやらせていただいて状況をよく見極め、学校長等とも相談をしながら、今後状況によっては、あらためて支援員の増員についての検討をさせていただきたいと考えております。

2点目は、課長のほうからお答えします。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 小学校における学校を選ぶことができるかということでございますけども、本町の場合については、今訓子府小学校区、それから居武士小学校区ということで規定を定めておまして、その規定に基づいてそれぞれの学校に通っていただいているということでございます。

ただ、国の中ではこの決まりをなくして、学校を選択できるという制度もありますけども、現在の本町の状況で行きますと、まだそこまではいっていないと。これはそれをするによって果たして、これは状況がわかりませんが、居武士小学校の人数も極端に減ることもあろうかと思うし、逆に増えることもあるかと思えますけども、そういったこともありまして、総合的な検討も必要ということも考えておりますので、現在は今の規定に基づいて進めているということでございます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） わかりました。

全般を通して最後に町長にお尋ねしたいのですが、私、前何のときに言ったか忘れましたが、この町はあまり特徴のない町というふうに生意気なことを申し上げたのですが、この1年間いろんなことを調べたり、町民の方とお話をしたりしている中で、それは特徴がないのではなくて、私がこの町のことを何も知らなかったということに気づいたのです。

やっぱり今まで一番訓子府町が力を入れてきたのは、校長先生もおっしゃっていましたが、教育の町として教育とあと福祉に関してはまだまだ問題点はたくさんありますが、とても前向きな教養でやってくれているのではないかと思いますので、ある若いお母さんが今まで訓子府で当たり前にして当たり前と思って子どもを育てていたけれども、ある都市のお母さん方のいろんな子育ての悩みとか、話を聞いていると「訓子府はすごいよ。いい



町だということに気づいた」って、今回の保育園延長も含めてですけども、すごくありがたいというふうに話していましたので、これからもやっぱり教育の町、福祉の町として、もっと力をつけていけるような、自慢できるようなそんな町にしてほしいと思います。町長の最後に考えをお伺いして終わりにします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 福祉も教育も、これでいいというものはないというのが私の考えでございます。ありとあらゆる場所と機会を通じて、教育の可能性をあるいは福祉の可能性を住民の皆様と共に実現していく、なかなか難しい問題、冒頭の佐藤議員の質問にもお答えしましたけれども、財政状況の厳しいということと、そして、自治法でいう人々の暮らしを支えていく、励ましていく自治体としての本旨は、バランスを取っていくということは非常に難しい部分がある状況でございます。

管内の中にも、数町村ではすでに小学校の医療費のすべてを無料にするということを今議会で提案するところもあると聞いております。そのようなことを考えますと、私どもの町はまだまだいろんな課題は多々ございます。しかし、どんな状況であっても、住民の福祉や生活を支え励ましていく私どもは、これからもその姿勢を貫いてまいりますので、どうぞ議員の皆様、そして、町民の皆様のお力添えを今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 私の一般質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 2番、西山由美子君の質問が終わりました。

ここで午後3時25分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時25分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次に5番、工藤弘喜君の発言を許します。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 大変お疲れだと思います。でも、あと今日僕が最後ですので、よろしく願いいたします。

それでは一般質問の通告書に従いまして、大きく言えば3件の質問の件数でありますけれども、順次則って質問をしていきたいと思っております。

まず、はじめに後期高齢者医療制度について、質問いたします。

今年4月実施予定の後期高齢者医療制度について、次の点について町長の見解を伺います。

まず、1つ目でありますけれども、昨年の秋以降、この制度についての説明会が各地域などで、これは担当する職員の方々の積極的な働きで、地域の中でも非常に良かったという声も聞かれておりますけれども、相当数そういうことで開催されてきたと認識していません。これまで何回の開催で、そして、何人の町民がこの説明を受けたのか。また、これに

よって、町民の理解がどこまで広がったととらえているのか伺います。

次、2点目であります。制度対象者の方々の保険料負担とあわせて、後期高齢者の医療内容もこの制度の根幹をなすものであると考えています。

これについては、2008年度診療報酬の決定によって2月に決定されました。この決定がどのように決まったのか、そして、またどう変わってきているのか、これについて伺いたいと思います。

3点目ではありますが、これまでの説明会では、その時点では医療内容など、具体化されていない点もあるなど、全面的な説明におそらく無理があったのではなかろうかというふうに考えております。町民の不安や疑問に答えるには、まだ不十分でなかったかと思いませんけれども、町長の見解を伺います。

4点目であります。政府は、一昨年来、高齢者が長期入院をする療養病床を平成24年3月までに全国で23万床、全道で1万8,000床、そして、管内でこれは支庁、昨年の春に確認したところですが、1,550床が削減すると、減らすという方向で計画を立てているそうです。

それで、この後期高齢者医療制度との関わりで、この先本町においても受け入れ体制の整備も含め、影響は出てこないのか、これについても伺います。

5点目ではありますが、この制度が持っている本質的な問題点からしまして、4月からの実施を中止し、この制度の当否も含め、国に対しても、広域連合に対しても、高齢者医療に対し、全面的に議論をやり直すことを求める必要があるのではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

以上、5点であります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 後期高齢者医療制度について、5点のお尋ねがございました。

まず、1点目の「町の制度説明会の開催内容と町民の理解について」とのお尋ねでございます。制度内容の周知につきましては、広報誌を始めとして、各町内会、実践会、老人クラブや各種団体の集まりを利用して、2月末現在で延べ回数ですが、延べ人数で約1,000人の方々に説明を聞いていただいているところでございます。

説明会では、高齢者や家族を中心として制度内容の説明を行いましたけれども、ある種制度が複雑でわかりにくいこともありまして、周知については、まだ十分とは言えませんけれども、今後も、町内会の総会の場や高齢者が集まる場などを通じて制度内容の周知を図るとともに、広域連合との関係機関と連携しながら、適正な対応に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の「診療報酬改定による後期高齢者の医療内容について」とのお尋ねでございます。2年ごとに改定される診療報酬が、2月13日に中央保険医療協議会から答申され、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度に合わせて、75歳以上の後期高齢者の新たな診療報酬体系として創設されました。

後期高齢者診療報酬の特徴的なものとしては、糖尿病や高血圧などの慢性疾患の方を対象として、希望に応じて選択した医師が、ほかの病院の診療スケジュールなども含めた診療計画を作り、総合的、継続的に指導、診療することとなっております。また、在宅で安心して療養生活を送れるよう支えていくとともに、本人の希望に沿った安心できる終末

期の医療を目指すといった内容となっております。国の考え方としては、後期高齢者が受けられる医療についても、74歳までと変わらず必要な医療が受けられるとしており、今後も高齢者の方々が必要かつ適正な医療が確保されることが重要と考えているところでございます。

次に、3点目の「後期高齢者の医療内容も示されていない中での説明会は不十分であったのではないか」というお尋ねでございます。説明会では、制度の対象者である高齢者やご家族の皆様にご迷惑を与えないように、4月からの制度の円滑な実施に向けて、保険料や保険証及び給付などの医療制度内容の説明を行ったところでございます。

後期高齢者の医療内容につきましては、中央保険医療協議会から内容が示されたばかりでございます。その具体的な内容が提示され次第、適正な対応に努めてまいります。

次に、4点目の「療養病床の削減による本町においての影響について」とのお尋ねですが、国の医療制度改革により、高齢者のいわゆる社会的入院を減らすとして、平成23年度末までに介護型療養病床13万床の全廃と医療型療養病床を25万床から15万床までに削減し、療養病床の再編成を行うこととしています。国は、基本的には患者が入院したまま転換することを予定しているところでございます。

現在、北海道及び北網圏域では、医療機関や関係団体の療養病床転換の意向を尊重した「療養病床転換推進計画」を盛り込んだ地域ケア体制整備構想を策定しており、その内容を踏まえ、地域医療の実態を十分に考慮し、本町の住民に影響がないように、高齢者に必要な医療サービス等が提供されるように今後も努めてまいります。

次に、5点目の「後期高齢者医療制度に対する見解について」とのお尋ねでございますけれども、75歳以上の高齢者を対象とした独立した医療制度であります後期高齢者医療制度につきましては、制度の直しや改善を求める声があるのは承知しているところでございます。様々な問題を抱えていることは認識しておりますが、急速に進む高齢化に伴う医療費の増加が見込まれている中、医療制度を将来にわたり持続可能な制度とすることを目的とした後期高齢者医療制度は重要と考えております。このため、4月から始まる後期高齢者医療制度が、町民の皆様が戸惑うことのないような対応に努めてまいります。

以上、お答え申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） それではちょっと再質問と言うか、結構何点か項目が多いのですが、それぞれ再質問という形でさせていただきます。

まず、1つ目のこれまで昨年来、説明会の中でもおそらくそれが主になったかと思うのですが、この保険料の問題を含めて説明はされてきていると思います。特に、この保険料について前段何点か質問をいたします。

その前に、町長にこの後期高齢者医療制度というのは、実施の運営主体が広域連合というものになっている中で、当然先ほどの町長のお答えの中にも、広域連合との連携というお話もありましたけれども、これまで広域連合、昨年いわゆる12月までにも何回か広域連合の議会を開いているんな条例、それから保険料の決定も含めてなされてきています。そして、広域連合の中でも一応答弁として各自治体の意見も聞くというふうな話も伺ってはいるのでありますけれども、そういった状況を踏まえて広域連合のほうから訓子府のほうに、この制度に対してどうなんだという質問なり、意見を伺いたいということがあった

のかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 今、工藤議員のお尋ねの広域連合における議会の運営している中で、各その声が届くのかという問題でございますけど、具体的に広域連合のほうからこの制度に対しての意見を求められているものはございませんけど、それぞれの地域での選出されている議員もおられるということで、その方とも連携を取りながら地域の声をあげていくということとなっております。

また、市町村連絡調整会議ということが、下部組織にございまして、その中では市町村の担当職員の中での構成となっておりますので、その声を吸い上げながら広域連合の中でいろんな制度を図っていくということになっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） わかりました。

たくさんありますので次に進みますけれども、それでは次に保険料の関係で、具体的に何点か質問をさせていただきます。いわゆる年金から天引きになります特別徴収の関係なのですけれども、これにおける保険料というのは、いわゆる年金収入及びこの各世帯の所得というのが、高齢者75歳を越える方が同居している場合の各世帯の所得というのが基準になるということになっていきますけれども、これは1つなぜこれを言うかということになりますと、いわゆる個人情報保護法の問題がかかわってこないのかということなんです。ということは、いわゆる年金収入並びに所得世帯の所得ということが、別の広域連合のほうで決まることになりますよね。この「あなたのところの保険料負担はこうなりますよ」と、そういう仕組みになっているかと思えます。そのときに、今言った個人情報保護法と言いますか、そういう問題がクリアされていることになっているのか、やっぱり全然違うと、そうならないんだということになるのか、ちょっとそこら辺の確認をちょっとしたいなというふうに考えています。いわゆる機械的に広域連合のほうで、「あなたのところのあそこの所得はこんなになっていますから」、たぶんそれは各自自治体からあげることになると思うのですけれども、それが保護法の問題がないのかということをもまず1点お聞きしたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 今、保険料の問題に関しましてのお尋ねですけど、年金が18万円以上の方で原則特別徴収される方についてのその所得の個人の個人情報についてのお尋ねだと思いますけど、そのことに関しましては、法的に後期高齢者医療制度は高齢者の医療の確保に関する法律になりますけど、その中の法律の中でそういうものは問題がないということで、整理されているということでご理解いただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） いわゆるそのクリアされていると。法的には個人情報の関係では問題ないというところからよろしいということですね。わかりました。

続きまして、同じく特別徴収の関係になりますけれども、いわゆる4月実施という予定で今進められていますけれども、当然3月もこの時期になって、そして、4月からその特別徴収の関係で言いますと、4月分として発行されると言いますか、その通知される保険

料、それぞれの被保険者の方に通知されます、この措置のいわゆる中身なのですけれども、その基準がその先ほど言いましたように、年金をもらっている方はその年金収入、それにプラス同居されている方は世帯の所得ということになったときに、4月分の保険料というのはどれを基準に、いわゆる前年度の所得を基準にするのか、どういう算定基準になっているのか、ちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 後期高齢者医療保険料につきましては、介護保険と同じように、今定例会にも条例提案させていただいているように、まず4月時点で仮算定ということで、前々年の所得を見て、まず、仮徴収ということで本人のほうに通知が行きます。その後、前年の所得が確定しますので、今のところの予定としては、その本算定の賦課事務が6月に行われまして7月に本算定ということで、個人ごとに保険料の通知が行くことになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） わかりました。

続きまして、また保険料のことなのですけれども、いわゆるその所得の低い人に対して均等割を軽くするという制度になっています。軽減措置がとられているということで、このときにいわゆる7割、5割、2割とはあるのですけれども、この制度の適用についてはあくまでも被保険者からの申請がなければ、この制度の対象にならないのか、自動的に軽減措置が所得によって、あるいは年金収入によって算定されるものなのかちょっと伺いたいと思います。

これについてのもう1つ、7割、5割、2割、これは当然説明会の中でもされてはいるかとは思いますが、こういったこともあるよという周知は当然されてきたかとは思いますが、これも含めてお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 保険料に係わる軽減措置の関係のご質問だと思いますけど、まず、7割、5割、2割の軽減について、その申請がしているのかというお尋ねですけど、それは自動的に所得に応じて均等割の部分が7割、5割、2割、軽減されるということでございます。

それと、その軽減措置の7割、5割の周知はどのように行ったかというお尋ねですけど、町としましては説明会等におきまして、パンフレットの中にそういう軽減措置が設けられているということで、こういう制度もありますということで低所得者に関する軽減措置があるということで、周知しているところですのでご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） わかりました。

実は、私もそのパンフレットと言うか、そういうお知らせ、説明会のときに使ったであろうそういうものを見た中でも、はっきり言って本当に非常にわかりづらい、保険料一つ取っても自分が一体どれぐらいの保険料を負担しなければいけないのかというのが、極めて難しいと言うか、わかりづらい仕組みになっていることは事実かと思えます。だから、そういう面でははっきり言えば、まだまだ制度の周知ということからいけば不十分と。

もう1つ、あとから医療の内容、診療内容についても質問をしたいですけれども、この

点だけ見ても果たして本当にどうなのかなと、本当に心配ないのかなという思いが1つあります。

もう1つは、具体的に聞きたいのでありますけれども、例えばこのような場合どうなのかということなのですが、これはこういう人がいるということでちょっと聞いてほしいのですが、例えば農家をやっている息子さん夫婦のところに、そこに子どもも1人いると。息子さんの子どもと、いわゆる3人で農家をやっている。そこに85歳を過ぎたばあちゃんがいると。その方の年金が月3万円、年間36万円弱です。そして、農家の所得が150万円と聞きました。この場合に、この高齢者の方が負担する保険料はいくらになるのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 後期高齢者医療保険料につきまして、仕組みとしては均等割額と所得割額がございまして、今の例で申し上げますと年金が36万円ですから、所得としてはゼロとなります。所得割はかからないと思います。

あと均等割の方ですけど、その均等割の場合の軽減になる場合、世帯主の方の収入も含めての軽減になりますので、その世帯主の所得がわからなければ、所得に応じて軽減がされるということでご理解をいただきたいと思います。

5番（工藤弘喜君） 150万円であれば、たぶんこれは合算になって、年金収入と世帯の所得が、同居の場合、合算になってはじめて保険料の負担というのが出てくるというふうに僕はちょっととらえていたのですけれども、その場合にどのぐらいの負担になるのかお伺いしたいなと思います。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 今の例で申し上げますと、所得150万円ですから軽減がございません。それで均等割額は4万3,143円がかかるという形になります。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） その均等割の4万3,143円というのが、おそらく年金3万円のばあちゃんにかかると。いわゆる年間36万円の話を聞いたのです。そうするとやはりそのばあちゃんだって、「本当に若い人たち迷惑をかけたくないんだ」と、少ない年金、3万円の年金で「最低限、自分はこれ以上大きな病気をしたくないから」と言って、訓子府クリニックに通ったり、若がえり学級に行ったり、デイサービスにも行って、やっぱり家に、若い者に迷惑をかけたくないという思いで、その3万何某の年金でやりくりしていると。年間36万円、それもすごくありがたいという思いをしながらやっていて、そこから4万3,000円引かれるということになると、これは決して負担が軽いという状況になるのかどうか、町長の考えをちょっと聞きたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今日は、おそらく国会でもこの議論は行われている日です。新聞を見る限りでは、この法案に対して後期高齢者医療については、野党各党は廃止を訴えているようでございます。また、各市町村議会でも中には、意見書として議決をして、これを凍結すべきでないかということもあるいなやも聞いております。

その点で申しますと、この新制度は75歳以上の全員がある意味では加入し、子どもの扶養家族になって保険料が免除されている人も含めて、今言われましたように、保険料を

天引きするということでございますから、ある意味では日本の皆保険制度と言われてわれている状況が変わってくる。しかし、一方では昨日も議会で議論がございましたように、小林議員が立场上ということも含めて、複雑な思いをお話していただきましたけれども、非常に状況的には日本の福祉負担制度の問題とありながらも、今の財政状況、国の財政状況を考えると非常に辛いものがあると。私自身は、高齢者の生活がこれ以上困窮していく、このほかに介護保険とか、いろんなことの問題がございますから、非常に厳しいものがあるということは承知しておりますけども、しかし、行政の立場としては肅々とこの4月1日からの医療制度の実施に向けて、事務をつかさどるという立場でございますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 保険料はちょっとここで、もう少しあるんですけど止めます。

次に、診療内容について若干、大まかに先ほど町長のご回答の中でも触れられていると言うか、その回答されていますので、その点についてちょっとご質問したいと思います。今回のこの後期高齢者医療制度のもう1つの大きな根幹というのは、やっぱりこの持つ意味というのは、診療内容、診療報酬、これの中身の問題が極めて大きな柱になってくることだと思います。

1つは、私のほうでいろいろ調べたと言うか、聞くことも含めて話をしますと、先ほど町長からもお話のありましたように、いわゆる1つのポイントは包括払い、いわゆる定額制になると。75歳を過ぎた方の診療報酬と言うのが、定額制になってしまう。いわゆる保険医療に上限をつけるというそういう制度だということをもまず第一に考えなければいけないのではないかとということだと思います。

例えば、今回中央保険医療協議会から出された中身でいきますと、通常の診療、レントゲン撮るとか、そういう画像診断、あるいは検査、あるいは治療も含めてだと思っておりますけども、通常の診療ではいくら検査や治療をしても、その医療機関には月6,000円しか払ってはいけないと、6,000円が定額なんだよという仕組みになっているということです。これには医者には6,000円しかいかないわけですから、これは患者負担にしたら1割負担だから600円、あるいは通常の診療であれば600円、そのほかに投薬料やら別にかかると思うのですけれども、1割負担あるいは現役並みの所得がある人については3割負担なるという仕組みは変わらないと思うのですが、そういった形で6,000円の診療報酬しか医者に払われないと。そうすると、どういうことが現場で起こってくるかということが、やっぱり考えなければいけないことではないかと思うのです。6,000円を超えた治療をしなければいけないところに、何ば医者が善意で持ってがんばっても、そういう患者さんをたくさん抱えたことによって、やればやるほど赤字になるようなシステム、いわゆる医者が、病院が、医院が。そういう中で、本当に高齢者に対する必要な医療が確保できるのかという問題、これが1つあるかと思えます。これが1点と、先ほど町長のほうから終末期の問題が出ましたので、ちょっとあえて触れたいと思うのですけれども、この終末期の医療の問題というのも、非常にこの大きなポイントになっている部分だと思います、この後期高齢者医療制度の中では。これは先のいわゆる療養ベッドが削減されるという問題と非常にリンクすることなのですけれども、終末期医療というものに今回の診療報酬の改定の中では、特別な診療報酬体系を持ち込んできているのです。退

院が難しいというような高齢者の方々を病院から、はっきり言えば、簡単に言えば、病院から早く出したほうが病院のお金になるという仕組み、これが今回の改定のもう1つの大きな大事な部分なのです。

例えば、後期高齢者の方が終末期、もうこれ以上をどうするかと、終末期を迎えて例えば癌であろうが何であろうが終末期だと。そのときに医者が相談業務をするのです。患者さん、家族を含めて、そのときに患者さん、家族と病院側が納得して1つの誓約書みたいなのができたときに、そのときには特別に2,000円加算しますと、診療報酬で国から2,000円加算しますよと。そういういわゆる退院を促進すればなりますよという制度が1つできたのと、もう一方で後期高齢者の方々の退院調整加算という。これまた似たようなものなのですけれども、どうやってその退院後のそのスケジュール、介護も含めて、いろいろ調整するのだと思います。医者が中に入って、看護師さんも含めて、そこである一定の合意ができたときには、さらに1,000円の加算をしますと、診療報酬として病院に。そしたら病院だって、やっぱりある程度儲けなければいけないと言うか、お金を取らなければいけないからいつまで置いておいても赤字になるし、逆に退院を促進すれば、治っというふうがどうかまわすお金の入る仕組みですから2,000円とか、1,000円とかという金額ですけれども、これが果たして本当にその国民皆保険のわが国のあり方として妥当のものなのかどうか。

それから、先ほどから言われている本当にここまで大変な思いで築いてきた高齢者の方々に対する医療の提供になるのかどうか、町長のお考えをちょっと伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認め、よって会議時間を延長する件は可決しました。

本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

再開いたします。

町長。

町長（菊池一春君） 今、病者の療養病床も含めた今後のことについてのあり方がこれでいいのかと。

例えば、利用者の1人当たりの報酬月額ですけれども、療養病床41万1,500円の約8割にわたる33万4,000円となるんだよということも含めて、療養病床の転換を国が図っていくと。その点でいくと、コストが低い老人保健施設の転換を求めて、社会保障費の抑制につなげたいという国の考え方があります。しかし、このことで本当に患者が十分な医療を受けられるかという反発も強いのも事実でありますし、医師会等のこの北網圏の医師会にも入っている、行政関係者も入っている協議会でも、医師会から国は何を考えているのかという反発も強いのも実態として、それは声として議論の中であるのも事実でございますし、さらには議員の言っている言葉が適切かどうかはわかりませんが、差別医療的な状況も診療報酬や慢性疾患の診療報酬の包括払いや公的医療保険が使える医療行為の上下の問題についても、この制度は極めて課題が多いというふうに言われておりますけれども、ここはあらためて私は国政の場で議論をさらにしていただきたいというのが、



私の考えるところでございますのでご理解をいただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 続きまして、先ほど4番目の項目で、先ほども出ましたけれども、療養ベッドの削減の關係とリンクすると。いわゆる病院から早く出てほしいという、病院から出たら在宅が介護とか、そういう受け入れ態勢の問題というのは当然必要になってくるだろうし、いろんな形で町としての行政としても、この医療制度がどんどん進むことによってやらなければいけない仕組みになるかと思ひます。その中で昨年支庁との交渉、私たち支庁交渉という形で議員団で管内でもやっているの、この關係でもちょっと行って来たのですけれども、そのときにはいわゆる支庁のほうから、先ほど担当の方からも言われたように、地域ケア体制整備構想ですか。これを平成19年度中に策定して、これは後期高齢者の問題があるからそうなってきたらと思うのですけれども、作成するんだということになってはいますけれども、これについてはもっと具体的にわかっている範囲でちょっとお伺ひしたいのですが。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 今、4点目の療養病床に関するお尋ねでございますけど、実際本町の住民で申し上げますと、介護型療養病床に入っている方が8名おります。医療型の病床につきましては把握をしておりますけど、今現在、この8名の方の療養病床が転換したということは今のところございません。

前段、町長がお答えしましたように、国の方針としましては、その今入っているところを退院することなく転換を図れるような形で持っていきたいというのが国の方針でございます。

その中で、先ほど申し上げた地域ケア体制整備構想の意向調査の中身でございますけど、8月時点で管内の療養病床の医療機関とか、關係団体にアンケート調査、意向調査を行っておりますけど、管内においては医療病床が668床、介護型病床は216床あるのですけど、そのときの意向調査の中では、先ほど町長が申し上げましたように、療養病床の報酬の中身が出ていなかったということもございまして、実際その以降調査をした中では、未定という回答が療養病床では41%、医療型では62%ということでございまして、つい先日今町長が申し上げた療養病床における介護報酬が出ましたので、その辺を見極めながら各施設がその転換方向を図っていくと思われまますので、その方向が出た段階でまた適切な対応をとっていきたくと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） これで後期高齢者の關係については終わりにしたいのですけれども、いずれにしても、こういった部分も含めて、やはりまだまだいわゆる被保険者も含めて、町民の方々に対する周知というのは、本当に最も大事なところがやっぱりまだまだ知られていないし物理的に非常に難しい、出てきたばかりのところもありますから、先ほど町長言われたように、そういうものもあります。だから、そういう面では非常に物理的にも大変な中、そして、その及ぼす影響というのはもっとも大きくなるそういうものだからこそ、最後の方でも言いましたけれども、やはりこの全面的なこの議論、やり直し、中止も含めてこういうものをどこか声を上げる必要があるのではないかというふうにも考えているところではあります。これは先ほど町長からも言われていますので、これについては

これ以上の答弁はいいかなとは思いますが、次の質問に入りたいと思います。

国保料の特別徴収についてであります。

これは後期高齢者医療制度と同じような中身、仕組みで出てくる制度であります。

本年4月施行で、本年の10月分からの実施を予定しています国民健康保険税の特別徴収について、以下の点について伺いたい。

まず、1つ目ですけれども、特別徴収制度の内容と本町における対象者は何人になるのか伺います。

2つ目、制度の実施や実施時期など、国からの強制はあるのか。また、自治体としての裁量権というものがあるのかどうか、これについても伺いたいと思います。

3つ目でありますけれども、この特別徴収と言うものを一律に強要するということは、対象者や対象世帯の生活状況を見ないものになる可能性も否定できないと考えているのですが、このような安易なやり方はふさわしくないのではないか。いわゆる福祉とか、こういうものに係わる部分でのこういう安易なやり方というのはふさわしくないのではないかと。被保険者の納付相談や必要な支援が求められたときの対応について伺いたいと思います。

あわせて、この件について町民への周知についても町長の見解を伺いたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 国保税の特別徴収につきまして、3点のご質問をいただきました。

まず、1点目の「特別徴収制度の内容と本町における対象者は何人なのか」という質問でございます。この制度につきましては、世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯主で、年金額が年額18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合計が支給される年金額の2分の1以下である方が対象となりますが、災害及びその他、特別な事情があり、特別徴収をすることが著しく困難と認められる場合には除かれることとしております。

また、対象者につきましては、現在、システム改修中でございますので、正確な把握は困難な状況にありますけれども、介護保険で今回の特別徴収対象者を抽出した場合の対象者数で申しますと、対象者数は843名、うち普通徴収の対象者は64名となっております。

2点目の「制度の実施や実施時期など、国からの強制及び自治体の裁量権は与えられているのか」とのご質問でございますけれども、特別徴収を実施しなくてもよい条件としましては大きく2点あります。1点目は、「被保険者数が少ない」平成19年4月1日現在の国保全被保険者数が1,000人未満（最大で1,100人以下）の自治体であること。もう1点は「その他特別事情」というふうになってございます。

「その他特別事情」につきましては3項目がありまして、1つ目は、国保税の収納率が高く、平成16年度から平成18年度の平均収納率が98%以上、しかし、平成20年度からの後期高齢者医療制度により、本町の場合は75歳以上の国保税を100%納入されている方が国保会計から抜けてしまいますので、98%以上の収納率を維持することは実態としては困難な状況にあるということでございます。

2つ目は、口座振替及び納付組織の納付が85%以上であること。

3つ目は、2ヵ年以内に国保システムの改修が予定されている場合とされておりました。

その4点が例外の規定となっております。基本的には国保税の特別徴収実施が前提となっていることから、各自治体の裁量権は現実的には認められていないということを言えると思います。

また、実施時期につきましては、平成20年4月1日からとされていますので、システム改修などに時間を必要とすることから猶予を6ヵ月間認められており、10月までには実施しなければならないことというふうになってございます。

3点目の「一律に強要することは、対象者や対象世帯の生活状態を無視したものになり、被保険者の納付相談や必要な支援を求められたときの対応について」のご質問でございませけれども、被保険者からの納付相談につきましては、適宜、今後もお相談を受けていきたいと考えておりますし、近隣の状況なども参考としながら対応していきたいと思っております。

町民への周知につきましては、特別徴収を行わない場合の判断基準が示されておりますので、機会をみて広報等で周知したいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） それでは何点がちょっと再質問ということなのですが、1つは後期高齢者のときにもそうでしたけれども、システム変更といういわゆる電算システムと言うのか、当然あるのかと思うのですが、これについての費用はこの65歳から74歳までの特別徴収に係る電算システムの費用というものが発生するかどうか、これについてちょっとお伺いします。

それと時間がないので、ちょっとまとめてよろしいですか。

それともう1つは、最後の3番目とのかかわりになるのでありますけれども、先ほどから後期高齢者もそうなのですが、こういう制度というのは、仕組みというのが特に福祉、こういう問題については手っ取り早いところ、楽なところからと言うか、それが先に走った制度の改正と言うのか、改悪と言うのか、どうも感じざるを得ないのです。その中に本当は一番大事ななければいけない個々の生活実態だとか、個人の状況だとかというのがもうすでに向こうに行ってしまうとか、感知されないところに行ってしまうような仕組みがどんどんできてくると。

今回の特別徴収の関係でも、例えば個人的に思います。やはり年金から天引きしてもらったほうが楽だという人もいるかもしれない。いわゆる年金も口座に振り返られて、口座振替と言うのですか、「そのほうがいいよ」と言う人もいるかもしれない。でも、その口座に1,000万円、2,000万円の残高のある人だったらいいのです。だけれども、口座に10万円、20万円もあるかどうかという人たちがいたとしたら、そこから天引きされるということになったときに、いわゆる預金口座を見てはじめて自分の生活をどうするかというお金が変わるわけです。そこら辺まで考えた制度の仕組みになっているかどうかというところにやっぱり思いを馳せないと、本当の意味での制度の改正ということにはやっぱり結びついていかないのではないかなというふうに思うのです。それをやはり最低限守らなければいけないのは、防波堤にならなければいけないのは自治体だという。これは当然、町長はそういう認識だと思いますから安心をしているのですけれども、やはりそれはどこか一線超えてしまうとドドッと雪崩を打つように行きかねないそういう状況になってはいないかということで、再度ちょっと町長のお考えを聞きたいと思っております。

今できなければ文書と言うか、それでよろしいです。時間の問題もあるし、それで僕はダメだとは絶対思いませんから、今の状況で不可能であれば別にそれはそれでいいです。

議長（橋本憲治君） あとでまとめて出すということで。

町長。

町長（菊池一春君） システム改修については、当然起きてくることだと。それが100%何度も申し上げておりますけども、国保税相当を含めて、システム改修の自治体負担が非常に出てくる。それが100%というものの中にはありますけども、その点で言うと町の持ち出しも多いという現実的なことを考えていくと非常に費用的にはまだはつきりしていませんので、わかり次第お知らせをしたいと思います。

2点目の制度が先にできてしまっただけでさくさくうんぬんということ、適切な表現かどうかわかりませんが、私どもも本当に困っているのは現実でございます。もう説明会を開くにも開けない。そして、例えば今回のあれでいきますと被扶養者も保険料を負担するという従来のあれからしてみても、それも半年間は免除ということで、その後、段階的に引き上げると。これも国政の議論の中で決まって、そして周知すると。ですから、非常にシステムが後追い後追いになっていても、私自身というよりも担当の福祉保健課、あるいは町民課にしても、非常に状況的には大変だということを業務を見ていて理解することができます。今後は広域連合の議員もおりますので、管内で言いますと大場市長がその立場でございますので、また機会をみて、それらの状況もお話しながら少しでも改善してもらいたいような意見を出してまいりたいと思いますので、理解をお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 次の最後の質問に入りたいと思います。

行政改革に取り組む基本的姿勢について、伺いをいたします。

これについては、午前のお二方の質問にも関連いたしますので、重複するところは、それはそれで省かれても結構かと思っておりますけれども質問いたします。

本年度中に、財政健全化戦略プランを策定することとありますが、次の点について町長の見解を伺います。

まず、1つ目でございますけれども、財政健全化に向けては、これほどまでに町財政が厳しくなった原因を町民に明らかにすることが、まず第一に健全化に向けて必要だと考えていますが、町長の見解を伺います。

2つ目でございます。財政健全化プランでは、当然、行・財政改革の取り組みが含まれてくると考えますが、そこに取り組む町長の基本的な姿勢をお伺いいたします。

3つ目でございます。このプランの中に、町職員給与についても含まれていくのか、これについても伺いたいと思います。

4つ目でございます。財政健全化プラン策定で重要なことは、しっかりと期限を決めて、明確な目標を町民と共有することが求められると私は考えておりますけれども、これについての所見を町長から伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 行政改革に取り組む基本姿勢について、財政健全化戦略プランに関わって、4点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

まず、1点目の「町財政が厳しくなった原因を町民に明らかにすることが第一に必要で

はないか」というお尋ねがございました。私もそのことが大事なことだと思っておりますし、これまでもまちづくり懇談会やふるさと懇談会、あるいは町広報等を通じて、財政が厳しくなった原因や現在の状況などについて、町民の皆様にお示してきたところでございます。

財政健全化戦略プランの中でも、当然のことながら現在の状況に至った要因を明らかにすることとしておりますので、この点についてはご理解をいただきたいと思っております。

2点目の「行財政改革に取り組む基本的な姿勢」についてであります。

平成20年度予算でもそうでありましたけれども、歳入不足を多額の基金を繰入れし、編成している実態にありますので、まずは歳入歳出の構造的なギャップの改善、つまり歳入に見合った歳出構造の確立が大きな課題であり、歳入・歳出全般にわたって徹底した見直しを進めることとしております。

その際、町民サービスの大幅な低下や町民生活に大きな影響を及ぼすことのないような形で、地域経済の活性化施策の展開や地域社会活力の向上にも配慮した財政構造の確立に努めていきたいと考えているところでございます。

また、「行政サービスのあり方と受益者負担の見直し」や「町民と行政の役割分担」についても検討をし、限られた行財政の資源の中で、地方分権改革も視野に入れながら町内における公的サービス水準の確保に向けた仕組みづくりも盛り込むなど、本町に見合った財政健全化のための方策を構築してまいります。

なお、財政健全化を具体化するにあたっては、ともすれば総論賛成、各論反対となりがちでありますけれども、情報提供と広聴にも配慮しながら、町民の皆様にご理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

3点目の「プランには町職員給与も含まれていくのか」とのお尋ねであります。人件費も公債費と同様に義務的経費ではございますけれども、歳出全体の見直しの中で抑制すべき対象経費に含めることになるものと考えております。

4点目の「プラン策定で重要なことは、期限を設定し、明確な目標を町民と共有することが求められるのでは」とのお尋ねですが、私も同様に認識しておりますので、現在考えておりますのは、計画期間は平成20年度から平成26年度までの7年間、このうち、平成20年度から平成22年度までの私の任期中、この期間を集中的に取り組む期間と位置付けて、一般財源の大きなウエイトを占める地方交付税も的確に見込むことは大変困難な状況にありますけれども、一般財源ベースでの歳出削減と歳入増収に目標額を掲げ、町民の皆様にもお示ししながら、健全化策に取り組んでまいりますのでご理解賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） この点については、先ほども言ったように、午前の質問者の方々とも極めてダブってくる部分もありますので、そして、また明日の一般質問する方とも重複するところもありますので、これ以上は質問するつもりではないのですが、ただ1つだけ町職員の給与の関係、この問題についてだけちょっとお伺いしたいのですが、職員給与の人件費のいわゆる人件費の削減と言いますか、カットと言いますか、そういう問題を考える場合、財源が確かに厳しいのです。その財源が不足するからカットするということが、やはり目的になってはいけないということは、午前のお話の中にもあったかと思っております。

本当にまさにそのとおりだと思います。

いわゆる町職員の方々の給与と言うのは、職員の方々の生活の問題であり、そして、地域においては地域経済に与える影響、それから役場全体として考えたときには、やはり住民の命や暮らしを支える大きな支え手となる、働き手となる人材確保の面からいっても、非常に大切な役割という意味がある中身になることだと思っています。この給与という問題というのは、非常に大きな意味があるのではないかとこのように思っています。

そういうことになっているのでありますけれども、確か全国的にみても、給与のカットに踏み込まざるを得ないというものもやはり現実にあるということをとらえて見たときに、やっぱりそこで一番大事になってくるのは、はっきりとしてやっぱり目標年限と言いますか、期限を切ると言うのか、そこら辺はやっぱり一番目標をどうするかという、明らかにすることがやっぱり一番大事になってくるのではないのかなという気がいたします。やはり全国各地の経験的に言われているのは、住民福祉の向上だとか地域振興、あるいは住民負担の軽減といったようなそのまちづくりの明確な目的を持つのか持たないのか、しかも、それが期間でなおさらそのことも含めて、職員の合意を得れているのか得れていないのかということが、やっぱり最大のポイントになってくるのかなというふうに思っています。そこら辺で仮に合意を得たとしても、やはりカットする部分については、本当に必要最低限にすべきだと言うのは私の考えなのでありますけれども、最後にこの件に関して、町長のお答えをいただいて終わりにしたいと。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 午前中の質問でもお答えし重複するかも知れませんが、目標年限は平成22年度までであります。

そして、基金繰入の一般を基金の財調の基金繰入をしている2億円を目標にしてございます。しかし、これですべてが解決するかということ言えば、はなはだまだ疑問や不安はあります。例えば、施設の改修が突如として起きてきたり、そして、数多い産業・農業等の課題も多くあるということも認識しておりますけれども、しかし、現状のままでは立ち行かないということも事実でございますから2億円を目標にして、歳入と歳出のバランスをとっていきたいというのが私の考え方でございます。

そして、それは今日の佐藤議員の質問にも答えましたけれども、町民の皆様に様々な我慢やご理解をいただかなければならないときに、職員の給料を決して高いとは思っておりませんが、そのままにしておいて理解を得ることできないというのが私の考え方でございますので、これらも含めてこれから厳しい町政運営をせざるを得ないということでございますけれども、そういう意味も含めて職員が理解をしてくれたものと認識しておりますので、どうぞ今後ともご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤議員、ちょっとお待ちください。

先ほどの答弁漏れがありますので、先に答えていただきたいと思います。

福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 先ほど、国保税の特別徴収のシステム改修の費用のお尋ねの点でございますけど、昨年の第2回定例会で補正予算をお認めいただきました国保保険者電算システム改修業務の中に、その部分が入っていることをご理解いただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 5番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

#### 散会の宣告

議長（橋本憲治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

引き続き、2名の方が明日午前9時30分より一般質問を継続いたします。

ご苦労様でございました。

散会 午後 4時25分